

第八十二回 参議院地方行政委員会會議録第三号

昭和五十二年十月二十七日(木曜日)
午前十時三十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 金井 元彦君
理事 夏目 忠雄君
望月 邦夫君
野口 忠夫君
神谷信之助君

委員

衛藤征士郎君
金丸 三郎君
熊谷 弘君
鈴木 正一君
鍋島 直紹君
成相 善十君
佐藤 三吾君
志苦 裕君
和田 静夫君
阿部 憲一君
上林繁次郎君
前島英三郎君

國務大臣

自治大臣 小川 平二君

政府委員

警察庁長官 浅沼清太郎君
警察庁長官官房長 山田 英雄君
警察庁刑事局長 鈴木 貞敏君
警察庁刑事局保安部長 森永正比古君
警察庁交通局長 杉原 正君
警察庁警備局長 三井 脩君
自治政務次官 中山 利生君

事務局側

説明員

自治大臣官房審議官 石原 信雄君
自治省行政局長 近藤 隆之君
自治省財政局長 山本 悟君
常任委員会専門員 伊藤 保君
行政管理局長官 竹村 晟君
官房総務課長 佐々木晴夫君
行政管理局行政官 近岡 武男君
国土庁地方振興局総務課過疎対策室長 石山 陽君
法務省刑事局公安課長 宮原 翠君
大蔵大臣官房地方課長 掃部 實君
国税庁直税部審理課長 鈴木 博司君
文部省管理局参事官 塩津 有彦君
文部省管理局企画調整課長 関谷 俊作君
農林大臣官房文書課長 吉末 幹昌君
運輸省鉄道監督局有鉄道部業務課長 増田 信雄君
運輸省航空局飛行場部管理課長 川井 力君
運輸省航空局技術部運航課長 渡辺 滋君
建設大臣官房官庁営繕部建築課長 山本 重三君
建設省道路局路政課長 大田 敏彦君
建設省住宅局建築指導課長 須田 寛君
日本国有鉄道旅客局総務課長 須田 寛君

参考人

日本航空株式会社 朝田 静夫君
社社長

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○地方行政の改革に関する調査(警察に関する件)

(地方行政等に関する件)

○地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(金井元彦君) ただいまから、地方行政委員会を開会いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

地方行政の改革に関する調査のため、本日の委員会に日本航空株式会社社長朝田静夫君を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(金井元彦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(金井元彦君) 地方行政の改革に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○和田静夫君 何か朝田社長、体のぐあいがよくないようですから、先にとりう話でありますので、日航の關係から、ちょっと前後いたしますが、入りたいと思います。

ハイジャックの防止は、直接的には機内に武器を持ち込まないことですが、そのために手

荷物の制限とボーディングチェックが嚴重に行われなきやならない。実際の体験でもまだ十分と思われるところがたくさんありますが、今回の二つの事件を契機にして、十分な対応がなされているとは思いますが、この外国空港の場合、特に日航の手で行うダブルチェックが必要なんではないかというのを考えます。そういう意味で必要なこの外交交渉や、あるいは実施の状況ですね、これは日航としてどうなっていますか。

○参考人(朝田静夫君) 日本航空の朝田でございます。

ただいまのお尋ねの件につきましては、目下私の方でも関係各国の私どもが寄港いたしております空港についてダブルチェックをやらしていただきたいと、こういうことを関係当局に申し出ておりますが、従来から国家警察あるいは軍隊によって政府の責任においておやりいただいておりますチェックに介入をさせないというふうな国もありまして、そういう点におきまして、いま関係各国空港当局に私どもの出先の支店長が交渉をいたしております。円滑にそういうことができるような体制を私はこの際お願いを申し上げておきたいと思っております。外交ルートを通して政府対政府の話し合いによつてこのことが実現できますように、この機会にお願いをいたしたいと思っております。

○和田静夫君 いまの社長のあれで、運輸省は政府としてこれを外交ルートに乗せる努力というのはどんな形をされているんですか。

○説明員(増田信雄君) 運輸省といたしましては、日本航空の手によりましてただいま社長が申し上げましたような交渉をいたしておりますけれども、その結果によつて、外交ルートに乗せなければ実現ができないという国については、外務省を経由いたしまして相手国に話をするというのを考えております。昨日でございますが、一般的

な要請として外務省にお話を申し上げ、これから個々具体的なケースが出てきた場合には御相談に行くというにいたしました。

○和田静夫君 国内の場合にちよつと戻ります。空港におけるチェックは航空会社として行つていらつしやいますね。で、日本航空が直接日航職員の手でチェックされているわけではありませぬね。これは。

○参考人(朝田静夫君) 私どもの職員がチェックをいたしておりますが、国内航空会社三社で共同して決定をいたしましたハイジャック等防止のための検査要領というものを作成をいたしました。それに基ついて、警備保障会社等に委託をいたしまして行っております。その際に、私どもは保安専門職員というものを、私どもの方ではセキュリティオフィサーと呼んでおりますが、こういう者を各空港に配置いたしております。そういうチェックを、警備保障会社が行うチェックを巡回指導あるいは監視をいたしております状況でございます。

○和田静夫君 その場合、外部の警備専門の会社などに委託をされるわけですね。その契約は一体どういうふうに行われるのか。たとえば競争入札のような方法で行われているんだと思うんですね。そうすると、入札をする場合にチェックの技術的基準が一体保障されるかどうか、あるいは会社の経営上の観点からコストを重視して大変低い能力の会社に結果的には委託をすることになるのではなからうか、そういうことがおもんばかられますが、チェックの技術的な水準がそういう意味では低下するおそれがある。それに対する教育などというふうなものはどういう形でなされているわけですか。

○参考人(朝田静夫君) 仰せのとおり、入札制をとっております。そこで、私どもの方だけで契約をいたしておりますので、先ほど申し上げましたような国内の航空会社三社で決定をいたしました検査指導要領というものに基つきまして、その品質を担保するに足る業者というものを選ぶ。そ

こで、ビッドで安い者に契約をしておるのではない、そのために品質が低下しておるおそれがないかという御質問でございますが、一年契約をとつておりまして、その更改のたびに教育訓練を実施をいたしております。ただ安いからといってビッドでそれにとすとしようなことはございませぬので、実績を十分勘案をいたしておりますし、その警備保障会社の中に立ち至つて立ち入り検査もやつておるわけでございます。したがって、その品質が担保できるような努力はいたしておりますので、新しく契約をいたしました者あるいは契約を更改いたしました者につきましては、その当初、警察関係あるいは運輸省の航空当局の御指導を得まして教育訓練を行つておるわけでありまして、そういう関係各機関からの講師を派遣していただまして、当初は教育訓練を一週間ばかりやつておるといふふうになっておるような状況でございます。

○和田静夫君 エックス線による金属探知器の性能ですが、これは大変有力な人からの意見として私は聞いたことがありますし、私自身もいろいろ経験をしてありますが、たとえば同じような状態でもつてあの探知器の場所を通りましても、私たちは幾つかのキーをポケットに入れていますが、それがひつかかる場合とひつかからない場合がありまふ。恐らく連続探知能力との関係だと思ふんです。われわれ写真機を使うときフラッシュをたく、連続的には数秒、間を置かなければそのフラッシュは機能をしないなどと同じようなことではないかと思ひますが、意識的に前の人間が通つた後すぐ入つていけばひつかかりませぬ。あつた一定の時間が置かれて入つていけば同じ状態です。それから、一つの検体を探知した後、次の検体を探知するまでの時間というのはどれくらいですか。

○参考人(朝田静夫君) ただいまのお話は金属探知器のお話かと思ひます。エックス線は手荷物をやつておりますので、メタルディテクターという金属探知器のお話かと思ひますが、これは一人検査場を通過いたしますと、そういうことについてエックス線と違ひますから、磁性によるところの金属探知器でございます。上からも下からも、あるいは横から、あるいは斜めというふうなことに感應するわけでございますが、私は非常に技術的なことはよくわかりませんが、通過した後すぐということには反応しないんじゃないかというところは、私がかつて存じておりました。けれども、一定の検体が通りますと必ずそれは作動する。エックス線の場合にはそういうことがございませぬけれども、あの磁性の金属探知器ならばそういうことがないように私は承知いたしておるわけでございます。

○和田静夫君 これ、警察どうです。

○政府委員(三井信君) いま朝田社長が言われたように私たちも理解しております。恐らくそれは非常に敏感に感應するように機械をセツトしておくとあるわけですね。そうすると、その人、それを扱つておるガードマンならガードマンの経験とか、疑わしさを発見する度合いとか、そういうものによつて、相当な物でも感應しないようにしておつて、しかも状況で判断するということもある。技術的に言へばもう何でも反応するということになりますので、その辺の差は、それぞれの場所とかその人によつて個人差があつてセツトの仕方が差があるということでございます。

○和田静夫君 この辺は、そういうことが起こり得ないだろうと言われますが、実際問題としては起こり得ている。同じ状態では通つてはいるわけですから、いわゆるポケットに入つてはいる物は同じ状態では通つてはいる。その場合に一番問題になるのは、たとえば非常に大きな観光シーズンなどに、皆さん御経験があるかどうか知りませんが、北海道へ飛ばうとする。そうすると日航の上がりの口なんというのは大変ですね、もうずうっと列です。一方では、何便はもう準備できたから早く急いでくれという放送がある。必然的に旅客は急ぐ。乗れるのかというあそこを争ひが起る。そうすると連続的にあそこを通します。連続的に通つたときには決してひつかかりませぬ。一遍やつてから入つてくたさい。前の人間について、前の人間が通つた後すぐ通れば同じ状態ではひつかかりませぬ。ところが、同じ状態で距離を置いて通ればポケットに入つてはいるキーはひつかかりませぬ。それは一つくらいひつかかりませぬがね。そういう状態は私はあるのではなからうか。いま否定をされましたからあれですが、一遍確かめてみる必要があると思ふ。

○参考人(朝田静夫君) フェーズスリーというのは、いま私どもは少し名前を変えてましてフェーズCと言つておりますが、実際的には同じこととございませぬ。このフェーズCをやつておつたが効果はなかつたということでは私はないと思つてございませぬ。それはなぜかと申しますと、東南アジア、中近東、ヨーロッパ各国は、先ほども触れましたように、その国の政府の警察あるいは軍隊というものが、直接治安当局がその衝に当たつておられる。したがらしまして、私どもはそれ以外のところの場合、あるいはそれによつてチェックをさ

専門職員というものを配置をいたすことを決定いたしました。そこでダブルチェックもやらなければなりません、情報集、伝達といったようなものもやらなければなりません。先ほど――後生になってまことに恐縮でございますが、御要望にいたしましたときに、情報の伝達ということにいたしてもお願いを申し上げました。警察庁あるいは大使館あるいはIATAの機構、あるいは極東航

空機構というようなものもございますので、そういう情報を事前にお伝えを願いたいということも申し上げたので、一つ漏れておりまして失礼をいたしました。そういうようなことで、情報の収集あるいは連絡、それからダブルチェックを実施いたしましたときのその監視、あるいは空港職員、あるいは空港関係のいろいろな事業がございしますが、たとえて申し上げますと、機内食を積み込むとか、あるいは給油をやるとか、あるいはその機内を清掃するという者に紛れてそういうことが行われる危険性がございしますので、そういう規則において、シブサイドにおいてそれを監視するセキュリティオフィサーを配置すると、こういうことで十七空港についていまその人選を急いでおる。警察当局の御指導も得まして速やかに配置をしたいと考えております。あるいは現地の人を私どもの会社の職員として雇用した方が現地の事情に明るいのではなからうか、この辺も政府御当局の御指導を得まして速やかに措置をいたしたいと考えております。

○和田静夫君 最後ですが、現状において日航としてはハイジャックの再発の危険性があると御認識ですか。

○参考人(朝田静夫君) 私は少なからずそういう危険性があるのじやなからうかということをお慮いたしておるようなわけでございます。

○和田静夫君 どうもありがとうございます。それじゃ警察、長官にお伺いいたしますが、日本赤軍は、重信房子が海外の根拠地づくり、そういうことを目指してアラブに渡ってつくれた組織とされていきますが、彼らの目標はパレスチナ解放というアラブ重点主義であった。ところが、最近のハイジャックなどの様相から見ますと、日本国内の天皇制糾弾あるいはロッキード、日韓問題というような形の、言ってみれば国内重視主義といえますが、重点主義に移ってきたように思われます。そうすると、この作戦行動というのは、中東、ヨーロッパからアジアに移ってきているのではなからうか。日本赤軍の根拠地という

は一体どこなんですか。

○政府委員(三井清君) 日本赤軍の根拠地は漠としておりますけれども、中東地域でございまして、従前の情報によりましてレバノンが中心でありましたけれども、レバノンの内戦があらわれたために散り散りになってあちこちに分散をした。レバノンの戦争状態も一応おさまってきたのでまた戻ってきておるのではないかと一般に言われておりますが、中東地域に幾つかの根拠地を持つておって、その間を遊動しておるというようなことを私たちは推定しておるわけでございます。先ほどお話がございました彼らの目が日本国内の問題に向けてきておるといことは、今回の事件の中であらうかと思われるわけで、その結果東南アジア地域に彼らは事を起こすということが多くなつておるのかと、こういうことになりまして、これはまた事とはどこで起こしても、日本国内向けということであれば、その効果のある地域を選ぶということでありまして、あるいはやりやすいところというところを中心になるわけでございまして、過去の例を見ましても、ヨーロッパでハイジャックをして云々というふうなこともありまして、地域が最近東南アジアでわりあい多くなつてきておる傾向はございすけれども、どの地域が安全といえますか、その危険性が低いというふうなわけにはまいらないというふうに思っております。

○和田静夫君 引き続きドイツの赤軍問題も起こったんですが、いま日本赤軍の国際的な立場というのはどういうふうになっていると御判断になっておりますか。

○政府委員(三井清君) 世界的なゲリラは、その固有のもの等もあるわけでございますが、いまわが国に關係があり、かつ日本赤軍との関連というふうなことで考えますと、何といひましても第一はアラブゲリラ、パレスチナゲリラというのが一番大きなものでございまして、これとの関連で彼らは行動をするということで、ある意味ではパ

レスチナゲリラのグループの一員といえますが、これと同調するグループと考えてもいいほどのものだと思いますけれども、テーマは日本における革命ということをお考え、そしてまたその延長線上に世界革命というのを考えておるわけでありまして、アラブゲリラの中で、日本赤軍と同じようにマルクス・レーニン主義のつとめて世界革命を考へるという組織はPFLPでございす。そのほかにはないわけでもありませんが、これが中心でございす。そういう意味で、PFLPとの關係が一番深いと、アラブゲリラ全体の中では、PFLPはむしろ拒否戦線という部類に属しておる。まして、平和を拒否するグループと、こういう意味でございす。で、どちらかというと、異端極左である。で、少数分子であると。その少数分子と日本赤軍がマルクス・レーニン主義に基づく革命という線での共通性を持ち、連携をしておる。た、具体的にやることは、片方はパレスチナ解放から世界革命。日本赤軍は日本の問題を、日本革命を目標にし、世界革命を考へると、こういうこととでございす。もう一つは、西独の赤軍——西独赤軍という問題がありますが、これは西独の赤軍といふのは、いろいろ情報資料等によりまして、革命などというふうなことを考へておるわけではありませんが、ニヒリスト、あるいはアナキスト、むしろニヒリストグループではないかと、こういうふうにいわれておるわけでございす。

したがって、破壊やそういうものの先の方に彼らなりに何らかのことを考へておるのかもわかりませんけれども、当面は破壊自体を考へておる、こういう組織であると考へられます。

そこで、いま言いました西独赤軍とアラブゲリラと日本赤軍が何らかの意味でつながりがあるのかと、こういうことは問題かと思ひますけれども、よく伝えられますように、いわゆるテロリストのカルロスというのがありますが、これは世界的なゲリラのための武器ブローカーというふうな性格のものでございすけれども、こういうものを接点として間接的にはつながつておると考へて

もいいんではないかと、こういうふうな見方もありますけれども、私たちの判断では、直接西独赤軍と日本赤軍との関連、つながりは直接的にはないと、ただ破壊と、テロというところで共通性がある。何といひましても、アラブゲリラとのつながり、アラブゲリラの中の少数グループであるPFLPとのつながり、こういうことであらうと、ただアラブのゲリラの少数グループの極左のPFLPも、その目標とするところが、パレスチナ解放というところにあるので、これは大きな世界情勢の動きというところには左右されるわけですから、日本赤軍はそれと影響を受けますけれども、日本赤軍においてはそれに影響を受けますけれども、日本革命、日本でのテーマ、闘争というものを考へる限りにおきましては、アラブ情勢との関連といひますか、アラブ情勢に制約されないという面もあるのではないかと、こういう意味で従前のように完全にアラブゲリラの枠の中で動いておったというときよりは、日本の国内問題を闘争テーマとして考へるようになってきたという点で、従前よりは危険性は増しておると、こういうふう

に考へます。

○和田静夫君 今回のハイジャックで奪取された六百万ドルですが、たしか六つのバッグに入れて運ばれたといわれてますが、正確であるかどうかはわかりませんが、最終着陸地であったアルジェ空港ではおろされなかったともいわれてますね。そうすると途中クウェート空港、ダマスカス空港に立ち寄つておるわけですから、途中でおろしたのか、あるいはバッグの行方はどうなったのか、これは把握されておるかどうかが一つですが、時間もありませんから一方的に言ひますが、また六百万ドルはすべて百ドルの紙幣で用意されたといひまされてる。恐らく国内に六百万ドルないわけないだろうと思ひますが、四百万ドルアメリカから取り寄せたというの、連続番号等、こちらが紙幣の行方を追うために、そういう意味では新しい紙幣を必要としたらうというふう

に素人なりに考へますが、そういうナンバ

ます。ICPOがそれぞれの国に手配する。それぞれの国では、その国の組織で国内の事情によっていろいろ違いますけれども、それぞれ手配してそれがわかる。こういうことで、ICPルートを通じての国際捜査協力によってその辺は進めら

間について、人間が携帯して持ち込むものは一人一検査をして持ち込ませない。それから別に託送荷物として航空機の中に持たせるものについては税関でやっておるようにピックアップ、抜き打ち、選別的じゃなくて、百なら百、全部またひっ

ら申し上げますが、私たちは国内でこういう事案が発生するという場合に処理をすることを常々考

が知っておるということで、ドイツといえども再び成功することはあるまいと、こういうようなことも考えられますので、これはひとえに当該事案の性質、事態の状況といえますか、それとその

事態が発生したときの国内外の諸条件がどういう状態になっておるかというものの総合的な結果判断され、行われることじゃないだろうかというように考えておるわけでございます。

○和田静夫君 長官、ちょっと私こへ来てから三十分時間を短縮されたものですからちょっと急ぎますが、いまなぜそういうお伺いをしたかといふと、一番気にかかっているのは瀬戸山法務大臣の発言なんです。瀬戸山さんが法務大臣に就任をする際に、場合によっては血を流しても立憲法治国という制度を守るといふ決意を持つことが必要である、こう彼が述べた。また西ドイツのルフトハンザ機の人質救出措置についてどういふうに状況を見られて言ったのかしらぬが、西ドイツというのはやり方すばらしい、粘りに粘ってそうして実行した。実際にあのようなことをやることは可能だということを示してくれた、そういうふうな大臣見解が述べられているんですね。いま三井さんからお話がありましたから、いわゆる警察が考えている考え方というのはわかりましたが、私はこの法務大臣見解が記者会見というふうな形で一般国民に与えた衝撃というものは、今度人質になった方々の発言にみられますように、だれもこれを了とする立場に立っていませんね。それから学者の間でも大変な意見が出てきている。法務省として端的に答えてもらいたいんですが、こういう大臣発言のもとにハイジャック防止対策の法的措置を考えるわけですか。法務省来ているでしょう。

それでは、私は、頻発する人質の事件で強硬作戦を行う場合に、犯人の人質下に置かれている危険性というものと、強硬作戦による危険性というものを比較考量をすべきだ、これはもう当然そう思うんです。これについては一定の判断基準、要件といったものが設けられなければならないのだらう、そういう判断基準、要件というものはこれに設けられているわけですか。

○政府委員(三井清君) 端的に申しますと事件の

性質というものを最初申し上げたわけでございますが、それを分析いたしますと、いろんな要件がございます。それは犯人の教からいまして、それから彼らがある程度のおどしでやろうとしておるのか、ある程度の段階で妥協する余地を持ちながらあのような脅迫をしておるかというふうな、犯人の主体側の条件につきましてもそういうふうな点、また人質の状況もございまして、あるいは飛行機の種類等もございまして、そういう点は私たちはいろんな角度で分析し総合判断するようにしております。

○和田静夫君 それはそうでしょう。ただ私はいわれる超実定法的なやり方というものが今度の場合とられている。これの論議は別の機会にやろうと思つておるんですが、今度の場合カーター大統領の非常にくれた友人がいたから、日本政府はまずそのことを考えたんだではなくあろうか、これは邪推か推測されている向きもあるし、あるいは産油国を中心とする感情問題を石油との関係で考えているようなことも、政治的には判断を福田内閣としてはしたんじゃないかということもわれわれはおもんばかることもできるし、いろいろな角度があるんですが、ともあれ私は一定の判断基準というものは設定すべきじゃないだろうかというふうな思ふんです。それはそうでないこと、法秩序からいってやっぱり納得できないということに私は通ずると思う。したがって、この問題含んで長官からちょっと答弁を、先ほどの問題と……

○政府委員(三井清君) ちょっとその前に一言。いまの、私は国内の問題を中心にお答えしたわけでございますが、いまの海外に起こった場合にどうするかという基本的なことは、これは一警察、一法務省ということではなくて、外務省もありまして、現在内閣に設置された対策本部で検討すべきテーマになっております。ただ、そういう判断基準をオープンにできるのかというふうなときに、そういう問題はまた検討の中に出てくると思ひますが、いまそれは検討テーマになっておるといふ

ことを申し上げます。

○政府委員(浅沼清太郎君) 西独の対処の仕方とわが国の対処の仕方、これはやはり両方の国の国民性、治安状況、世論の動向、まあ何といひますか国情の差でこれ比較して同一に論ずることは無理だと私は思ひます。いまのような国際関係で、今回のようなハイジャックというものを考えますと、外国でやると、外国で事件が発生したというところでありますので、その国の主権のもとでその国が全責任をもつてやる、処理すると、こういうのが原則でありまして、その点で見れば今回のルフトハンザの事件の処理は異例であると私は考えるわけでありまして、先ほどから警備局長が申しておりますように、私どもはハイジャックあるという人質事件が起こりますと、人質を救出するといふことをまず第一に考えます。例の浅間山荘事件なども女性一人が人質でございましたけれども、警察官が、結果としては残念ながら殉職者を出したけれども、しかしあのような形でやる、同時にしかし、人質を救出が、非常にむずかしいテーマではありますけれども、犯人もつかまえる。しかしこの日本赤軍のハイジャック等を考えますと、やはりこれはハイジャックあるいは人質事件でわれわれはいろいろな手段、いろいろな手を、方策を講じまして、たとえば犯人を説得するとかやるんですけれども、それは個々ケースによつて非常に違ふ。特にこの種の犯人は非常に警戒深く、しかもなかなか説得に応じるといふこともありません、非常にむずかしいんでありますけれども、しかし先ほど局長が申し上げましたように、国内ではとにかく人質を救出、犯人もつかまえるということで大抵成功しておるのではありません。私もいま申し上げた基本方針というものは今後ものでいかなければならぬと、そのためにわれわれとして平素の訓練なり、あるいは準備なり体制なり、そういうことを十分考えていきたい、こういう考えでございます。

○和田静夫君 もうハイジャック問題最後にします。それが、ちょっととまとめて少しお伺いしておきたいのは、警察庁、日本赤軍によるテロの防止対策として赤軍調査官制度を新設して十一月にも発足させるというふうに伝えられていますが、この調査官について一業務内容なり人数なり配置のいわゆる規模なりというものをもうお決めになっているのかどうか。で、一体どんなことをやらせようとするのか。私たち、ちょっと受け取り方によつては秘密国際警察機構的なものをお考えになっているのではないかと、いふうに大変危険に懸念もされますので、外国に出かけることが一体あるのかどうか。そういう場合にはどういふ資格なんだらうかという点が一つです。

それから、警察官の海外派遣のため——法制局長官も来てもらつてこの問題をもつと時間をかけて議論をしようと思つていたんですが、きょう時間がなくなりましたからやめました。国内法の改正を見送るというふうなきょうの報ぜられました。これは朝日のきのうトップでしたが、これは本当なんだらうか。現行法のままで海外派遣ができるという根拠というのは私はないと思つておるんです。というところは、警察法第六十四条で、警察法に特定の定めがある場合を除くほか、都道府県警察の管轄区域内で職務を行うものと定められておるわけだし、警察法そのものは国外におけるところのものを想定をしながらできた法ではありませぬ。このところは一体どういふことになるんだらうかということ、これはより深い議論は別の機会にやりますが、一体報道をされたような形のものを結論づけられたのかどうか。この二つの点だけちょっと答えておいていただきたいと思います。

○政府委員(浅沼清太郎君) 最初の、赤軍に対する情報活動の問題でございまして、これはやはり主として日本赤軍が海外で訓練を受け活動をしておるということでありまして、海外における活動状況というものをできるだけ把握したい。それから、同時に、国内にもこれを支援する組織がございまして、これをひとつさきに徹底し

て解明をいたしたい。この国内外の情報活動によりまして彼らの不穏な活動についてこれを未然に防遏するというのが現在非常に一番大事なことではないかというふうに考えております。それで、そのもつぱら赤軍を担当する体制をつくるというところで現在いろいろ検討を進めておるということでございます。

それから、これらの海外におけるハイジャックの処理のために警察官を派遣するという問題でございますが、言うまでもございせんが、海外に警察官を派遣するためにはその国の承認がなければ、これはならない。当然であります。したがって、その前提の上で現在国際法上の問題、国内法上の問題、その解釈運用につきましまして慎重に検討している、こういう段階でございます。

○和田静夫君 次に移りますが、杏林学園というのがありまして、これは理事長が完全に一人で牛耳っている結果、問題は、今度の一連の愛知医科大学問題あるいは金沢医科大学問題などと一緒に本院の文教委員会なども、あるいは予算委員会などでも問題になっていますが、いろいろ問題が出てきています。

杏林大学設立に当たった基本財産のうちで杉並区西荻北三丁目三番の医療法人松田病院の建物、これは現在に至るまで杏林大学の基本財産に入っていないわけですが、それどころか、ここではもはや理事長の長男であるところの松田博青さんという副理事長が建物を取り返して四十八年にマンションを建てて営利をそこから得ている、こういう状態になっていきますね。文部省、これどうするんですか。

○説明員(鈴木博司君) お答え申し上げます。

昭和四十四年九月三十日付の学校法人杏林学園の寄付行為変更認可申請書添付の医療法人財団杏林会の寄付申込書における寄付物件の中には、当時同財団が所有していました先生御指摘の松田病院が含まれておりません。

○和田静夫君 これは基本財産に組み入れるということが条件になりながら認可手続がとられまし

たよ、文部省。私は明確にしておきたいのです。愛知医科大学の四十七年の認可に当たって、私は本院の決算委員会で大変な疑惑があることを指摘をしました。そしていまになれば私はあのときもつと文部省の説明を了とせず追及をしておいたら、愛知医科大学問題は起きなかったという自責の念にはかられているんです。その意味では私は文部省の説明をまるのみにしたがゆえに、愛知医科大学問題がわずか五年間で表に出てしまった、当時こうなるよということは、私は決算委員会でもちゃんと申し上げておいた。こんな疑惑に満ちた許可をすれば当然この学校法人は問題を起す、そう言っておいた。したがって、私はいまの答弁を了としません。これは明確に基本財産に組み入れることが、医療法人松田病院の建物を繰り入れることは条件になっていた。それが文書手続的にはいまだ言ったような形でもって表面を糊塗してしまふ。したがって問題が起る。

それから、時間がありせんから、ずっとこちらが言っていくんですが、たとえば文部省に提出されている松田進勇理事長の履歴書、これが日本大学医学部でも問題になっているようでありまして、日本大学医学部教授という肩書きがある、ところがこれは明確に履歴の詐称である。そういう意味では理事長あるいは短大学長としての適格性をさへ疑う。また、理事長の息子女、たとえば長女であるところの細谷繁美さん、次女であるところの松田松枝さん、次男であるところの松田隆昌さん、実際には勤務をしていないというときに金台帳もある。理事長はこの支払いをさせたことによつて学園に明確に損失を与えている。また、三人の子息は不当な収入を得たということにもなる。だが、これがいつの時期にこの給与を一括受け取っているか、みんな調査も済んでいる、こつちは。で、額は、私は世間的な常識からいってこの当時の賃金が高いとは言わぬ。言わぬが、それは少額のものでたとえあつたとしても、こういう状態というのはやっぱり見逃すことができない状態

ではないか。なお、理事長自身が学則に反して給与を二重に受け取っておる。これも文部省好ましい状態であるとは思われない。それから、構内に売店がありますが、これは問題になってから以降、四十八年一月以降はその収益金等については経理にあらわれているが、それまでは全部不明金ですね。こういう問題がある。同様に構内の隣接地の有料駐車場の売上金、これも経理上不明確である。

また、理事長の息子さんであります松田博約というんですか、博約さんの経営する東京都民建設産業という会社、これは長年三鷹市の学園の土地約一千九百平方メートルを使用してきたが、この中には工事もない時期も占有をしていた時期がある。学園建設以外の目的に明確に使用されていた、いわゆる建設産業株式会社として使用が行われていた。こういうような形で、いまは問題になりましたから、都民建設が買収した形になっているが、これらも大変な逸脱した行為だ。

私は杏林学園全体の運営というのはいま申し上げたような形で大変な疑惑に満ち満ちている。そしてもう時効になった問題はいまずっと言つたんですが、時効になった部分でありますからあれですけれども、時効になったとはいえないながら、いわゆる学校法人としてふさわしからざるというふうな幾つかのことを指摘することができまして。私はこれは結局、理事長の個人経営ないしは一族経営となつていくために公私混同が起る、そういうことではないかと思ふんです。で、理事長は入学金寄付金集めから、あるいは入学者の決定、経理のチェック、そして驚いたことには、興信所を使つて教職員個々の調査をやらせる、それを種にしながらかその地位を揺さぶるなどというふうな——これはいつでも参考人として出てくると言つてくれている方がいらつしやいますから、私は自信を持って述べますが、こういう恐怖政治的なことが学園内で行われる、そういう結果生じている諸問題であります、これから私が取り上げていく問題は、時効になつていく問題についてはあんまり深

くもう時間がありせんから言いませんが、いま申し上げたようなことがずっとある。こういうのは、愛知医科大学なり金沢医科大学と全く酷似をしているわけなんです。このことを念頭に置いて答弁を願ひたいのであります。

この入学金寄付金等、決算との乖離についてであります。これは明確に私は不正事件ではないかと思ふんですが、これは警察がどのように答弁をされるか、これからお聞きをしていかなければわかりませんが、文部省が事情を聴取された結果の説明ですね。衆議院における予算委員会のやりとりを讀みましたが、この入学金寄付金総額と決算との差額は、文部省の言い方によると、後援団体である杏会に寄付したということになっていきますね、五十二年三月四日の衆議院予算委員会。そこで、決算書を全部洗つてみました。杏会に寄付したという科目が見当たりません。どこにあるんですか。

○説明員(塩津有彦君) いまの杏会でございまして、杏会は四十五年四月に設立されたもので、御承知のとおりでございます。その目的は、杏林大学の振興と研究勉学の環境整備、同時に会員相互の親睦を図り、もつて大学の発展に協力するということでございます。この杏会は当初、御承知のとおり、いま先生がおっしゃいましたような、入学金の時、大学の説明によれば任意の寄付金というものを一たんこの杏会に入れたら、それから順次大学の正規の経理に繰り入れるという手続をとつてきたわけでございます。その手続の過程におきまして、毎年度の入学時の寄付金をその年度に全部繰り入れるというふうなことをしてない年度がございます。したがって、杏会で収入いたしました寄付金の総額と、それからその年度の学校法人の経理に正規に計上された寄付金の総額が合わないという年度があるわけでございます。そういう結果を生じたわけでございますが、調査をいたしました結果、四十九年度にほとんど杏会の保有資金の全部を杏林学園の正規の経理に繰り入れております。その際に、正確には持

っておりませんが、二十万か何かそれぐらいの額だけが残っております。それから五十年度になりました、この杏会というものは、杏林学園維持後援会というふうになっております。維持後援会の現在の経理によりますと保有資金はゼロになっております。すべて学校法人の正規の経理に繰り入れていっているという報告を受けているわけでございます。

○和田静夫君 問題になるのは、私は、四十九年決算四十九年で全部入れます、こういうふうには理事長が説明をした。ところが、私は四十九年決算全部洗ったって入っていませんよ。あなたの文部省の方へきている、つくられていた文章で、文部省が黙認をしている形で私は了とするわけにはいかないで、正式な決算書全部手に入れましたが、入っていません、それ。問題は父兄会の杏会と、そしていま言われた後援団体であり、任意団体である杏会、杏会というのは同じ名前です。二つあるわけですから、この杏会二つの操作を通じてながら大変疑惑に満ちた操作が行われているということとはもう明確でありまして、文部省の側もたとえば予算委員会の答弁の中で、決算等との対比において約四億の金が行方がわからないという意味での答弁をされております。これは私に触れていきましたが、触れていきますけれども、たとえば後援会としての杏会は四十五年以降一人の事務員も置かず何億という金をやっぱ持ったわけですから、これ何か事業やりましたか、先ほど目的を言われまして、杏会として事業やられましたか、そのときのそれが杏会にあったところの金の滞留しているところの資金との関係におけるいわゆる出し入れというものは明らかにしています。

ら、今度の事情聴取に当たりまして、正規の——正規といえますか、大学の後援会としてふさわしい目的、内容、実態を備えるようなものに改組するということを指導いたしました。大学はそれを確認しておるところでございます。

○和田静夫君 実態の討論、実態の論議をしていなくて、いゆる数億の金を持っておる。たとえば四十五年から平均、いま四億として平均二億ぐらいあったとしても、十二、三億の金が杏会に滞留するという形になる。それだけのものが一人の事務員も置かず操作をされたということと杏会の経理の出し入れというのは一つもないということですよ。これは杏会の決算お持ちになっているのなら全部出してもらいたい、そして間違えてもらってはいかぬのは、父兄会の杏会と、いま問題になっている杏会というのは違うということですよ。父兄会が杏会としていろいろなことをやられていることはわかっておりますよ。資金操作のために置かれたいわゆる幽霊団体としてのこの杏会、たとえば寄付金集めてきます。そして寄付金の五億ぐらいは杏会に残しておきます。十億ぐらいは学校法人に入れました。で、この五億は問題になるまで知らぬ顔してました。問題になったから四十九年になって初めてわかに入れた、こういう捜査だけでも全部が是正をされたんだということにはなりません。四十八年当時の部分というのは時効になっていまして、この部分は、これは警察庁、私の考え方間違ってますよ。

か。

○政府委員(鈴木貞敏君) 警察の基本的姿勢、いまさら申し上げるまでもございせんけれども、具体的な犯罪容疑があるということであれば、これは厳正なる法に照らしまして処置をする、これは当然でございます。杏林大学の問題につきましても、先ほど来の論議、あるいはまた昨日先生の方から資料等も一部提供を受けておるというふうな状況のようでございますけれども、まいあいにいいたしましては管轄権を有します警察、これに交付いたしましたひとつ検討をするというふうな気持ちでおりますけれども、時効その他いろいろの問題もあるようでございまして、そういう点も含めてひとつ検討をさせていただきます、こう思います。

○和田静夫君 この事実が文部省の説明とは逆でありまして、これはさっきも言いましたけれども、私はあの愛知医科大学でもう本当に自責の念に駆られておりますから、あのときにやっていたばこんな不祥事件起こしてはなかつたと思っております。この問題はあなたの方の単なる、理事長と書面でもってやりとりをした、あるいはこういうふうな指導をされたということでもって了とすること絶対にできない立場でありますことは、もう一遍言っておきますが、入学金寄付金はこの松田理事長と、以前は東洋レソポールというところの会長の部長であった——これは名前もわかつていますが、入試ブローカーであるTという人との間で集められていた。そしてこの集めた金の中からある金額だけが残されて、そして残りが杏林学園の収入となるという仕組みであった。すなわち入学金寄付金は二重帳簿になっております。もとの帳簿の方が後援会の杏会と呼ばれるものである。国税庁、こういう二重帳簿の場合の状態ですね、これは当然脱税容疑が生じます。

○説明員(櫻井重吉君) お答えいたします。国税当局といたしましては、最近国会だとか新聞などで取り上げられております杏林大学の寄付金の件につきまして、重大な関心を持っていると

ころでございます。現在鋭意その資料、情報の収集、整理に努めておるところでございますが、その結果に基づきまして、課税上措置すべき点が明らかになりますれば、適正な処置をいたしたいというふうに考えておるわけでございます。

いまお話しになりました一般論でございますが、二重帳簿ということになりますと脱税という法人でございますので、本件杏林学園はいわゆる学校法人でございますので、課税上の問題その他については、学校法人それ自体についての法人税の課税ということについては、一般的には課税をしない仕組みになっておりますので、本件についての脱税容疑という点については、われわれとしては調査をするすべがないというわけでござい

○和田静夫君 誤解があります。私は学校法人杏林学園のことを言っているのではありません。いわゆる任意団体、後援団体杏会のことを言っているんです。杏会は任意団体ですよ。これは明確に、たとえば法人税法のいわゆる七条という非課税規定には該当しません。これは明確に、いわゆる民法三十四条というところの公益法人でありまして、杏会は、学校法人については御説のとおりでありまして、学校法人については何でもやれと言っているんじゃない、杏会です。この杏会というのは民法三十四条の届け出を行っているわけじゃないから。そういう、いつてみれば社団、財団としての官庁の許可を受けた公益法人ではありません。ここがたとえば数億の金を運用する、そこから果実が生まれる。そういう果実については課税対象になっている。そういう意味のことで私は指摘をしているのであって、いまあなたが後段で答弁をされた部分——前段の部分はそれでいいんですが、後段で答弁をされた部分は、その杏会が何か学校法人であるかのごとき感覚をお持ちですから、そこそころは誤りですから、これは明確にしておきたいんです。

で、杏会には毎年幾らずつ積まれたかというこ

と文部省おわかりになっていきますか。

○説明員(鈴木博司君) ただいまのところ資料を持ち合わせていません。

○和田静夫君 ただいまのところ資料を持ち合わせていません。なんというところに文部省ならいなくて、あなたの方は先ほど言ったとおり四十九年には返しました、五十年には返しました。四十五年ぐらいいから始まっているものをそのころになってこうしましたから過去はどうでもい

いんです。なんという学校指導そのものがおかしいと思っているんだけれども、ともあれそういうふうになっている。そういうふうになっているのならば、その返した金額があるはずで、返した金額なんかありません。返すということを言った、しかしながら金が調達できない。あるいは調達をすればどこから借りた。借りたということになる。非常におかしい話でありましてね、銀行通帳がありまして、否会には、果実を生んでいるで

しょう。この利子を生んだ部分については、いわゆる租税特別措置法による免除規定はないわけでありまして、当然国税庁の問題になる。そして、生むべき果実が実は郵便貯金通帳がない。ないとする。ない。それであれば、この部分からは疑惑が生じてきて警察庁がこれから調査をされていきやおかしくなる、こういう仕組みにこうなっているんですよ、このところは、これでもって学校改善ができましたというような性格のものではないわけだ。すなわち私が二重帳簿と言ったのは、架空の団体なんですよ。で、そういう二重帳簿になっている。学校法人のお金が多額に流用される。これはお調べになる必要があります。国税庁よろしいですか。

○説明員(榎部寛君) 本件財団につきまして、それが人格のない社団であるか、あるいはまた財団であるか、あるいは個人の集合体であるかという点については現在調査中でございます。この段階で法人税の課税あるいは所得税の課税といったことについて回答を差し控えたと思っておりますが、いずれにいたしましても、鋭意調査を続行いた

たしまして、最終的な判断をとりたいというふう

に考えております。

○和田静夫君 そうすると、調査されていきますから、その調査結果については後から教えていただく。まあそれは、いわゆるあなたの方の言う守秘義務の問題はあるでしょうが、調査の進行でい

わゆる守秘義務に、守秘の問題にひっつかからぬところはちゃんと出してもらえる、こういうことになりませんか。

○説明員(榎部寛君) 先生御承知のように、われわれといたしましては任意調査で調査いたします。ものですから、御承知のように守秘義務が絡んできていまして、一般的に守秘義務を前提としてお話をしなければならぬというところで非常に苦しいわけでございますが、現に調査を続行していることは間違いないわけでございますので、その辺のところ御勘弁を願いたいというふうに考えております。

○和田静夫君 まあ調査が終わるころにもう一遍質問します。

そこで警察庁ですが、たとえば文部省の答弁によってもこの約四億円ぐらいが、この時効になつていない部分、四十八年以降のことを考えると約四億円ぐらいの部分というものが問題になってい

るんですよ。このところは、これは私は非常に重要だと思っているんですよ。で、まあ一方税の関係はお調べになっているようでありまして、これは警察庁の関係としてもこのところはひとつ十分に調査を求めたいと思うんですが、これはよろしいでしょうか。

○政府委員(鈴木貞敏君) 大変長い年限で複雑な内容のように漏れ承ります。まあ、そういう意味でひとつ十分検討させていただき、またその過程におきまして先生を初め、それぞれの情報、そういったものについてはよろしくお願ひしたいと思います。

○和田静夫君 もうちょっとで終わりますが、杏林学園の八王子学生寮の敷地であります。これは長男松田博君、それからいわゆる認知された長男

長男二人になるわけだが、その認知された松田隆昌という子供さん、それから次女松田絳枝さん、こういう名義で四十五年七月十四日及び四十六年一月十一日の二回に分けて八王子市宮下町の土地の購入が行われました。購入費は大部分杏林学園から支払われた。ところが、二年後の四十七年十二月二十八日になって杏林学園の名義に真正なる登記名義の回復という名目で変更されている。その間は個人名義になっていたわけですね。杏林学園の資金でもって買われたが個人名義になって

おる。で、問題になってきたら四十七年になって錯誤、錯誤と真正なる登記名義の回復というのはどういふふうな手続きが違ふのか知りませんが、もう時間がなくなってきたので、法務省にこ求め

たかったんですが、きょうはもうあれしませんが、そういう状態で回復している、こういう状態になっているんですよ。しかしこの間に、回復するまでの間に、この土地はいずれも抵当権が設定されている、そして不正な占有が行われたことは登記簿上明確であります。こういう状態になっている。

で、個人名義の土地に抵当権まで設定して借金をしている。これはダメーとして土地を購入したというのではなくて、明らかにその土地を自己のものとして、いわゆる個人々々、自己のものとして使用している、こういう状態になっているんですよ。で、この不正占有している土地に理事長の息子さんが経営している東京都民建設産業が学生寮を建てて、そして自己名義で登記をした。これは

大学からも出資金が出ていますが、ともかく四十七年の約一年、学生を入居させて果実を生んだ、収入を上げた。結局、松田一族が大学を買った土地を不正に自己のものとしてもうけようとしたわけになります。結局、四十七年十二月に発覚しうになつて先ほど申し上げたような形で真正なる登記名義の回復という形で実は名義変更をした。で、建物

を大学が買い取った形にまあこうしてなっているわけですね。しかし、これは結局不正なる占有があった期間があることはもう明確だと思っておりますよ、言ってみれば横領。その間に土地から生

ずる果実の可能性を考えてみれば、学校法人に対してそれだけの損失をまた一方で与えたということになる。これは警察庁いかがですか。

○政府委員(鈴木貞敏君) いまお伺いしただけで刑事局長の私として結論的にどうこう申し上げられません。いずれにいたしましても検討をいたしたい、検討させていただきたいということを申し上げておきます。

○和田静夫君 あとの部分に入る時間がなくなりましたが、ここでもう一つですが、いま申し上げたような事実関係がある。これは警察、調査された結果はどういふふうにあれするかわかりませんが、これから検討調査される過程で私に對していろいろと連絡をとってもらえる、こういうことになりませんか。

○政府委員(鈴木貞敏君) それぞれのケースに応じて、またしるべく御連絡もいたしたいと思っております。

○和田静夫君 連絡をする……。

○政府委員(鈴木貞敏君) それぞれの内容の詰めその他に應じてひとつ判断し、また連絡もその必要に応じていたしたいと思っております。

○和田静夫君 一番最後のところがよくわからな

いな、にわかにこう、言葉がちよっと小さくなるんだから。いたしますと受け取ってよろしいわけですか。前段の部分はよくわかりました。○政府委員(鈴木貞敏君) その連絡の態様その他でございますが、調査を逐一先生の方にとりうなことはちよっと問題だと思ひますが、いずれにしても長い間のいろいろな複雑なる内容を含んでい

と、その理事長との接触において物事は善処されましたなどというような認識で今日世間的にたくさん起こっている学校法人問題というものを扱っていったら、これは私は大変なことだと思つたのです。余分なことではありますが、四十七年、愛知医大などの認可当時の施設局長は、今日深く皇室とかかわりがある場所にかれたのでありますから、これは十分考へながら措置をしてもいいと思つた。なまじつかにことでもってこれは措置をされると政治的には大変な問題に私はなる。そういうことだけちょっと申し上げておきます。

○鈴木正一君 本年は御案内のように自治法公布施行されてから三十年に当たつておるまことに記念すべき年でございますが、そういう長い経過を踏まえながら、行政改革という課題の中で順を追つて質問をさせていただきます。特に政府が今回行政改革に意欲を取り組んでいられるなかでございまして、今日の地方自治を自ら国民に定着をしておるような実態を踏まえて、県なり市町村からそれぞれ長い間強く要望をされてまいりました事項の中からひとつ尋ねてみたいと思つた。

まず第一番目に、昭和四十五年の十一月二十日の閣議決定事項というものがございまして、さらに、同年の十二月の二十二日にそれに基づいての閣議の報告がされたようであります。その命題は、「行政機構の簡素合理化の推進」並びに「地方支分部局の整理再編成について」というものが決定と同時に報告になつていられるようであります。その中身についてひとつまず最初に自治省からお示しをいただきたい、こう考えます。

○政府委員(近藤隆之君) 行政管理局の方からお答えいただく方が適當かと思つたけれども、御指名でございまして、十一月二十日の「行政機構の簡素合理化の推進について」という閣議決定が行われております。これは二つの部分からなつておりまして、一つは「国家行政組織法等の改正」ということで、「国の行政組織の内部部局等の設置改廃を政令で定める」ことができるというふうにするという点でございまして、もう一つが「地

方支分部局等の整理再編成」の問題でございまして、地方支分部局につきましても府県単位の機関をどうするか、あるいは府県単位機関以下の機関についてどうするかというふうな方針を決めておるわけでございまして、そのほか若干の特殊法人についての統廃合のあり方を示しております。これを受けて、十一月の末だったかと思つたが、閣議の口頭報告決定が行われておりますが、それは地方支分部局の整理再編成についてより具体的なこの部局をどうするかというものを決定したものでございまして。

○鈴木正一君 次に、行政管理局の方にお尋ねしたいと思つたが、それと同様な中身で昭和四十五年の十一月二十日の行政監理委員会によつて出された「当面の行政改革事項に関する意見」というものがあるようでございますが、この大要についてまずお示しをいただきたい。

○説明員(竹村豊君) 行政監理委員会は昭和四十年に設置されて現在第四期の委員で運用をしております。お尋ねの意見は第二期に属するものがありますけれども、当面の行政改革事項に関する意見」として委員長を除きまして六人の委員で意見をまとめたものであります。その大要は、当時の高度経済成長に伴ひまして、社会経済情勢が非常に変動すると、そういう中で行政がよくこれに対応するために必要不急化した行政部門の大幅な整理縮小、それからこれに伴う公務員の大幅な配置転換、そういうことを行ひまして、行政需要の実態に即応した全行政の再編成を実現しなければならぬと、こういう基本的な考えに立ちまゐつて具体的に六つの項目について意見を述べております。

第一が「総合開発庁」の設置であります。これは当時の工業化と都市化の急激な進展の中で、人口と産業の集中によりましていわゆる過疎過密の問題があつたわけであります。こういう中で全国的に均衡のとれた国土を実現するというところで総合開発庁の必要を述べたものであります。それから、「地方支分部局の整理再編成」であり

ますが、これが第二の項目として挙がつております。これは社会経済情勢の推移と交通通信手段の進歩に伴ひまして簡素合理化を図る余地が大きいと。また、公務員の配置状況から見ても、その整理縮小と再編成が特に必要である、こういうことで地方支分部局につきましても、これはブロックの機関、県単位の機関、さらにその下の機関もあるわけでございまして、十七の機関につきましても個別に意見を述べております。それからあわせて機能の充実強化が必要であるけれども、当面措置をとる必要があるとして二つの機関を挙げております。

それから次に、第三の項目であります。「特殊法人の整理再編成」、それから第四番目に、「農林行政の改革」、それから五番目に、「許認可事項の整理」、最後の六番目に、「配置転換の促進」と、こういった項目について意見を述べております。

○鈴木正一君 両省庁の方からそれぞれ四十五年関係の態度決定された内容について伺ひをいたしたわけでありますが、これらの中身はいずれも私の知る範囲だと昭和四十六年から五年間のうちに実施をするというふうなものを挙げておつたようでありまして、もちろん原則としてという言葉を使つておるわけでありまして、そういうことでございまして、まず閣議報告なされた内容の中身で具体的に挙げますと、大蔵省関係財務部を昭和四十六年度に廃止をして所要の現地事務処を昭和四十六年度に配置をする。それから、昭和四十六年度以降五年間以内に、財務局及び財務部の出張所の約四割を整理統合する、こういうふうになつておるわけでありまして、四十六年から五年間ということになりますと、もうすでに過ぎておるわけでございまして、大蔵省はそういう決定に基づいて今日までどのように取り組んでこられたか、あるいはまた実施をされたならばその実績についてひとつお示しを願ひたいと思つた。

○説明員(宮原翠君) お答えいたします。問題二つございまして、最初は財務部の問題でございまして、これにつきましては、財務部を廃

止して、所要の現地事務処理機関を配置するという閣議決定がございまして、これに従ひまして法律改正案を準備いたしました。国会に提出し御審議を願つたわけですが、これは審議未了ということと法案としては成立を見なかつたわけでございまして。しかし、大蔵省といたしましては、この法律案の趣旨を生かしまして、その後鋭意検討いたしました。財務部の所管の事務のうち主計関係事務を四十二の財務部から一切財務局の方に集中いたしました。主計課というのを廃止いたしました。それから金融面におきましても、地相銀の検査、監督事務を財務局に全部集中いたしました。それから三つの財務部にありまして次長制を廃止いたしました。こういうことで財務部の法律案は成立いたしました。けれども、その趣旨にのつとりまして積極的に整理合理化を図つたわけであります。

それから、もう一つの出張所の点につきましては、閣議報告に基づきまして、当時全国に二十四カ所出張所がございましたが、その四割でありまして九つの出張所を四十六年度から五十年間に至る五年の間にその事務をすべて局に集中いたしました。整理統合を行ひ、この報告にありまゝとりの案をすべて実行し終わつております。

○鈴木正一君 農林省はいまの件についてどのような実績をお持ちですか。

○説明員(関谷俊作君) 農林省関係につきましては、ただいまの閣議報告の中では統計調査事務所と食糧事務所の二系統の出張所につきまして整理統合がうたわれておるわけでございまして、昭和四十六年度以降五年間以内にその出張所を約四百五十カ所に整理統合する、こういうことになつておるわけでございまして、当時昭和四十五年度末におきましてこの出張所が六百八つあったわけでございまして、四十六年度以降五年間に当たりまして、五十年度には、目標数でございまして四百五十よりさらに統合を進めまして、五十年年度末で四百三十八というところで閣議報告以上の整理統合の実績を

上げておるわけでございます。

なお、統計情報事務所関係につきましてはその後も引き続き毎年十数カ所程度統合を進めておりました、五十二年度末には四百九程度になるといふことで、さらに統合は一層進めておるわけでございます。

次に、食糧事務所でございますが、これは閣議報告の中では出張所を全廃する方針のもとに四十六年度以降五年間以内に八割を廃止するといふことが書かれておるわけでございますが、このとき、二千七百九十五ございました。その後五十年年度末には出張所を整理統合した結果九百四十四、五十一年度末に七百三十二といふことで、五年という時点におきましてはこのときの八割を廃止するといふところの一步手前のごときまで参っておりますが、その後引き続き統合は進めておりまして、最終的にはこの閣議報告にもございまして、出張所は全廃をするといふ方針で進んでおりまして、五十二年度末には五百十九といふことまで持っていく予定でございます。当初の予定しました八割はその時点ではそれ以上に達成をしております、こういうことでございます。

○鈴木正一君 行革の推進といふことになるわけでありまして、この場合はやはり行政事務と財源の再配分というふうな問題をよけて通るわけにはまいらぬわけでありまして、きょうは時間の関係上財源関係まで踏み込んでいく余裕ございませんが、行政事務についてお尋ねをしてみたいと思ひますが、臨時行政調査会においてまとめたところの再配分の原則というふうなものがございまして、ちよつと読んでみますが、これはまず第一に、現地性の原則というものが貫かれなきやらない。本来、「行政事務は、国民の便利という観点から、地域住民の生活に密着した実施事務はなるべく身近なところの配分されるべきである。」それから第二点としては、総合性の原則を貫けといふ。「行政事務は、行政の総合調整機能が發揮されるところに配分されるべきである。」三つとして、経済性の原則というものを掲げられておる。行政

事務は、その処理に当たって支払われる経費が最小限となるように、経済的配慮のもとに配分されるべきである。この三つの原則は、私どもとしては当然のことだと思ひますが、これについて認識の度合い、まず自治省の方からひとつお聞かせを願ひたい。

○政府委員(近藤隆之君) そのとおりだと思います。

その考え方の基本は、シャウプ勧告の考え方と軌を一にしておるわけでございましてけれども、要するに、国、都道府県、市町村と、三つの段階の行政機関があるわけですが、それぞれの責任分野というのをはつきりさせる。で、それに対応して財源措置を十分行っていくと、そして身近な行政というものは、最も身近な行政機関にやらせるのが適當である。つまり、市町村優先といふことで事務配分を行ふべきであるといふ考え方でございます。ただいま御指摘のございましたところの臨時行政調査会の考え方とそれのつとておるわけでございまして、そのとき膨大ないろいろな意見書が出されたわけでございましてけれども、それも大体その線に沿ってまとめられておるといふふうな了解しております。私も自治省といたしましては、いろいろな行政事務の再配分に当たっては、そういう考え方を基本として関係各省とお話し合ひをしておるといふことでござい

○鈴木正一君 いまのようなことで、行管の方はどのような受けとめ方をされておるかお聞かせを願ひたい。

○説明員(佐々木晴夫君) 国と地方との間の行政事務の配分の問題につきましては、ただいま自治省の方からも申されましたように、シャウプ勧告以来、種々の議論があり、それから臨時行政調査会でも先生御指摘のとおり御判断を示されておるところであります。私どももいたしまして、この考え方自体につきましては、国と地方の行政の仕組みの大原則の問題として、そのとおりであるかと考えております。ただ、具体的

な行政事務のいわば洗い直しというふうな話になてまいりました場合には、やはり個別の行政のあり方の問題というふうなこともございまして、その大原則と、個別の行政の原則と、このあたりを両者相勘案しつつ考えてまいる必要があるといふふうに思ひますけれども、私どももいたしまして、もう一歩考えた方のもとに行政の見直しといふふうなものを進めてまいりたいといふふうに考えております。

○鈴木正一君 いままでの中でありましたように、いわゆる勧告であるとか、あるいは閣議の決定だとか、あるいは何々委員会とか、いろいろな中身で数々の答申なり、意見等が出されて今日まで来てはいるはずであります。したがって、それらを着実に実行に移していくといふことではないかと、住民それ自体につながるところの本物の行政といふことになつていかない、こういうふうに私は判断をするわけで、まかり間違へばそういううつけさされたものが、いわゆる政治全体に対する信頼感を失つていく。特に、自治体においては国民、それぞれの住民に定着をしておりますものさなでありますから、それらの要望といふものを着実に解決をしてやるといふ努力を払わなければ、いかに行革を政府の方で考えられても空念仏に終わる可能性が多分にある、こういうふうな考へるわけであります。そういう意味から今度具体的にひとつお尋ねをしてみたい。

全国の知事会なり、あるいは都道府県議長会、それで長い間要望しておた問題があるわけではあります。そのうちの二、三の点をここに取り出してお伺いをしてみたい。

まず、機関委任事務の問題ですが、これは自治法の第四十八条ですか、別表三に全部載つておる。これをずっとながめまして、大体、事務関係の中で固有の事務がございまして、七割を占めて、機関委任事務といふものが、まあ私ども、地方自治といふのは三割自治だといふことをいわれてきておる。財政面で三割、それから事務面でやはり三割自治なんです。だから、自治

法制定して今日まで三十年もかかっていて、なおかつ事務の中身において完全に知事の行い得る権限を全部持つておるところの事務といふものが完璧になつておらない。機関委任事務という形の中で改正をされずにそのままになつておるわけなんです。そういうふうになりますといふと、固有の事務との区別が非常にむづかしくなる、つけにくいわけです。したがって、行政の責任の分野それ自体についてもうまく区別がでかならうと思ひます。

○政府委員(近藤隆之君) 基本的には御指摘のとおりであると思ひます。地方団体が自分の責任において解決できるものは、原則として地方公共団体限りの固有事務として行わせるというふうにあるべきであると思ひます。ただ、御指摘のように、機関委任事務は実は年々ふえておるような状況でございます。これにはまた一理由がございまして、たとえば従来なれば地方公共団体のまさに固有事務でございまして、た地域開発行政、公害行政、そういったようなものがこのところ非常に法体系も整備されてまいりました。国の見地におきまして、国家的に見て一

定の方針を定める、その方針ののちとして各地方団体がやる、そういうことが必要であるということとで、これらの行政につきましてそれぞれ立法が行われ、その事務を国の出先機関に行わせるというよりは、より合理的、能率的な見地から機関委任事務という形で地方団体に行わせるという例が

○鈴木正一君　そうしますと、いまのような考え方で、従来の簀弁ではそうなっているわけですが、どのような時点で、どういう形でいまままでどのようなことをやってきたかというようなことがありましたらひとつお聞かせを願いたい。

これは生活保護であるとか、あるいはいろいろな戸籍の關係、あるいは国会議員の選挙であるとか、そういうものももうすでに離してやって結構なものがあるわけです。そういうものはそれは改正は当然必要なことから、法律改正、自治省の立場でやはり説得をしながら、先ほど申し上げたようなシャウブ勧告の精神にのっとっていくという

原則を貫いていくならば、当然この三十年間に、これは最初の二十年は別としてここ十年ぐらいの間に、これは当然要望にこたえるような形をとってしかるべきじゃないかと、しかるべきではなかったかと、こんなふうにも考えるわけです。その経過等ありましたならひとつお聞かせを願いたい。

○政府委員（近藤隆之君） 私ども毎年の政府提案の法律案等が関係各省から出てまいります場合には、おきましては、基本的にはこれは地方団体でやらせるべきじゃないか、やれるではないかというような精神のものでいろいろ折衝しているわけでございますが、先ほど申しましたように、国家的見地にござりまして一定基準をつくり、それを国民に保証するナショナルリズムと申しますか、先ほども申しました特に公害行政、地域開発行政等につきましてはそういった要請が一方にあるわけですので、それなるがゆえに、これは法律でそういつた分野につきましてもいろいろな規制が行われてお

るといふのが実態であらうかと思ひます。またその必要があるんだらうと思ひます。したがいましめて、それぞれの法律の段階におきまして、関係各省との間で十分話を詰めていくということとでございまして、ただいまも申しましたように、それぞれの法律をごらんいただきますと、国と地方団体との責任分野をその中においてはつきりさせておるといふのが実態でございます。ただ、基本的にはこれまでのたぐさんの法律の中には、地方団体に事務を行わせるべきである、この機関委任事務は廃止すべきであると、そういったものがあることも事実でございますので、その点については今後とも関係各省と十分調整してまいりたいと思ひております。

のシャウブ勧告の内容等もはっきり原則としてあると思う。ところが、さまざまこの事務に入つてしまふというところ、そういうものが薄れてきておるのではないかと、こういうふうに思うんです。やはりこれは車の両輪だか、あるいは夫婦の關係にあるか、いずれかの問題だと私は判断をする。それらを國の方は上なんだ、おまえらは自分なんだというような考え方でいる限り、三十年前の第四百四十八條の別表第三がそのまま行われてなお平然としている。ところが住民に直接タッチしているところの市町村なり県というものはそうでなくしてくれという具体的な要望をずっとひつ提げておるわけです。それに自治法の改正ができないといふことでは、自治省少し余り熱意がないんじゃないか、こういうふうに言われてもいたし方ないと思いますが、その点についていかがですか。

○政府委員(近藤隆之君) 自治省の方に熱意がないというお言葉でございますけれども、たとえば先ほども申しました公害行政等につきまして、本来は私はこれは地域住民の安全を守るために地方団体が固有事務としてすべて行っていくものであらうと思うわけでございますけれども、やはり全国的な見地から、一定基準までは国が法律によって規制するということも必要である。特に三十年代後半以降の高度経済成長でいろいろなひずみが出現

つてそれを行うことができるよう、同じ法律をつくるにいたしましたも、そういった万全の配慮と
いうのが私どもは必要ではないかというふうに思
つております。したがつて、できる限り地方団体
の固有事務をふやし、そして機関委任事務とい
うものはできるだけ縮小する方向で対処すること
は当然でございますけれども、そういったやむを得
ないものにつきましては、地方自治を損なわな
いというような観点でもちまして関係各省と具
体的な事務の配分について打ち合わせを行つて
おるということが実情でございます。

○鈴木正一君 先ほども申し上げたんですが、私も地方議会で満三十年いままできておるわけなんんですけど、二十二年のときからですからね。ずっときてて、どうしてもやはりこの点は腑に落ちない。そして、議会というのがあるわけですね。議会の議決に付されるべき問題じゃないんです。ただ執行部から説明を受けて、意見を述べることでできるかどうか、だけのことで、地方自治法九十九条一項ですか、これによって議決の対象にならない。そういうふうになりますというところ、住民の立場に立ったところの決定的な批判なり態度決定というものができない。そういう仕組みの中で自治というものを貫けというふうなことを一方で言う。矛盾しておるんですけど私は思うんですが、そろそろいい機会だからどうですかというふうに考えざるを得ないわけですね。この点についてはいかがですか。

○政府委員(近衛陸之君) 御指摘のとおりだと聞いています。したがって、私も機関委任事務の増加ということにつきましては非常に慎重に対処をしておりますし、むしろいまの機関委任事務につきましてもできるだけ廃止できるものは廃止するという方向で対処していきたいと思っております。

○鈴木正一君 次に、国の出先機関ですな、これをながめましてもまことに不合理、不経済な面が多いわけです、事務上。ひとつ一例を挙げてみたいと思うんで、これらについて自治省の見解を伺いたい。

たとえば、最近大變金額的に込んでまいった地方債というものがありますね。国債もあるが、地方債許可事務というのがあるわけですが、これが自治省が要求する以上に、たとえば大蔵の方からは詳細な資料の提供を求められる。そうすると大蔵の方でも説明をしなきゃならない。自治省にも、こういうことでやはり二重の手間がかかってくる。つまり事務処理が二元化される。これはやはり一元化すべきだというように私は判断をする。あるいは地方財政に関する調査事務、これも同じ形でやられているわけです。あるいは農林省関係にもございいます。通産にもあります。いずれの省においてもそうやってすべてが、大体出先機関が明確に、たとえば農政局であるとか、そういうものがびしゃつとできておるにかかわらず、そちらの方でヒヤリングをやって、まただるそれより以上のもを本省に持つてこなければならぬんだという考え方、こういうことでやられているわけですから、これはきわめて不合理であり非能率的である、こういうふうには私は思うんですが、これらについての弊害を認められるか、あるいはまた改善の方策というものを持っておられるのか、自治省からお答えをお願いします。

○政府委員(近藤隆之君) まさに御指摘の点は二重行政の弊の問題であらうかと思ひます。御承知のように六団体の方からも出先機関、特に府県単位の出先機関については、先ほども御指摘のございました四十五年の閣議決定、そういうことも踏まえて早急に対処されたいというようない意見書もたびたび出てまいっておりまして、私もそれを踏まえて行政改革推進本部の中でも強く主張しておるところでございます。ただ一方、現行制度のもとにおきましても、やはりできるだけ二重行政にならないように関係各省庁には絶えず要請しておるところでございます。

○鈴木正一君 次に、また今度の行革で問題になつて、つい最近の新聞等ではまたぞろ浮かび上がれないような記事も載つておるわけでございますが、いわゆる私も多年にわたつてやれという要望をしてまいつたものに、いわゆる地方事務官制度の問題がある。私の手元ではこれは大変な数にもなるわけですね。社会保険事務の関係で一万五千八百九十四名、それから職業安定失業保険関係で二千三百二十九名、それから自動車検査登録事務で二千八百四十三名、計二万一千六十六人というものがこの地方事務官としての定員及び配置場所という形になつておるわけですね。これは時代に対応しないからひとつ廃止をされたいというやうなことが長い間言つてきたことは御案内のとおりであるわけですね。なぜこういうことになるかといふと、これは全く普通のもの、関係ないものをながめてもおかしいと思ふんですね。人事と予算権がないわけですね。それで指揮、監督権だけ与えておくと、こういう有名無実化をしておることが、やはり行政の責任というものを不明瞭にしていくのではないかと、こう思ふんです。それがいい行政なんだといふことの認識に立つての限りにおきましては、やはり最近の新聞記事のように、どこかにまた飛んでしまふやうな心配がさういふにひとおるわけですね。そういうことのないやうにひとつやつていかなければならぬ。この点は先ほどの行管からの説明もありましたやうに、行政監理委員会からもはつきりとうたわれておる。過渡的な措置としての地方事務官なんだから廃止すべきであるといふことがはつきりしているわけですね。それが七年もたつてもまだできないという傾向、それはどこにあるのか、まことにこれ不思議なことである。まあ近くは、私も関係なかったわけですが、第七十二回の国会でもこれが行われておるやうでありまして、衆参両院の地方行政委員会では、その方向で五十一年度の三月三十一日までには決をするんだと、こういう附帯決議もされておる。いかにそういういろいろな形の中で出てまいっているにかかわらず、いざ行革といふことになるのとそれに取り組まない。取り組んでも各省のニゴでそれらが解決できないでござるやうになつてしまふ、またぞろ後退だ。こういうことではやはり行政全体のまことにこれ国民にサービスするとい

う立場からの行政ではない。行政の事務官それ自体でやつておる仕事にとどまるのじゃないか、そういう考えを強くせざるを得ない。そういうことひとつ今回の行革を扱う場合、いわゆる行政事務の再配分問題等相合めて、いまの地方事務官のやうな制度といふものの廃止といふやうなものをどの程度強く取り組んでいこうとするのか、その意欲のほどをひとつお示しをお願いしたい。

○政府委員(近藤隆之君) 今回の政府の行革の中にも地方事務官問題というのは取り組まれております。したがういまして、私もこれ長年の懸案でございまして、ぜひとも解決をみたいといふことで努力しておるわけでございます。ただ、御承知のように、三十年間これが解決できなかったのはそれなりの理由がございまして。私も衆参両院の地方行政委員会の附帯決議といふものもあるわけでございますので、そういうことも踏まえまして今後とも関係各省と強く折衝してまいりたいと思つております。

○鈴木正一君 行管の方はいまの問題について、地方事務官制度の廃止、これについてはどのような御見解をお持ちですか。

○説明員(佐々木晴夫君) いま自治省行政局長からお話しされた点と基本的には全く同じ意見を一応持つております。御承知のとおり昭和二十二年以来の種々議論をされた問題でございまして、いろいろと御指摘の点もあるわけではございますけれども、一方またそれなりの各種行政の特殊性といったやうな問題もございまして、このあたりにつきましては各行政の業務の性格あるいは効率性、行政責任の明確化、このやうな問題を総合的に配慮しつつ関係省庁間で協議をいたしておるというものが現状でございまして、今回の行政改革の一環といたしましてこの問題につきましても強く相互の協議と、それからその解決のための検討を推進してまいりたいといふやうに考えております。

○鈴木正一君 行管の方はこれ一番明確な御本尊様といふことになるわけでは、先ほど申し上げました、行政監理委員会——皆さんのところの内

部の組織だ、それで四十五年に明確にこれは廃止する必要がある、これははつきりうたわれている。自分で考えてうたいながらあと実施に踏み切れないといふことであつてはまことに残念なので、ひとつ御努力願ひたいと思ひます。

時間が来ましたから大体終わりたいと思ひますが、私も地方議会の中においては何ら指図を受けることなく時々刻々と追つておるやうな行政の需要に対応し得るだけの行革は適時適切に断行してきたんです。ところが考えてみますと、やはり地方団体それ自体が国との相互関係の部分が多分にある、ただいま申し上げましたやうに。そういう中で国の方がやはり歩調を合わせて思ひ切つて行革推進といふことに取り組んでいただかなければ意味がない。地方自治体の方がむしろ政府それ自体よりも本気になつて住民サービスに取り組んでおるのが実態であらうと、なけなしの財布をはたきながら、したがって、行政事務と相並行する財源問題にも苦勞いたしながらも行革に取り組んで今日まで至つておる、こういう実態でござい

ます。そういうことを十分に踏まえられて、現在行革に入つておるさなかでございますから、しり切れトンボに終わらぬやうにひとつ取り組んでもらわなきゃならない。特に自治省は地方自治体の全部監督をしたり、あるいは調整をしたりする役割りが負わされておるわけなんです、したがって地方自治体からの声といふものを踏まえて実施をしていって何ら苦勞になるはずはない。それが役割りなんだ。行管は行管の立場で別な形で定められる部分もあるやうと思ひますけれども、相ともにひとつ相互間といふものが不信関係に陥らないやうに、十年も要望したものがこれはもう実態にそぐわないなんという結論が出るはずがない。そのやうなことを守つていただければ、りっぱに地方自治体といふものは住民福祉向上のために働く場所といふものはどんな、どんな考えられ、それができないやうな仕組みの中で、中央と地方といふものが何らか上下の関係にあるやうな

意識に立つ限り、私はシャープ勧告に相戻る体制にずつとなつておるのではないか。こういう意味で冒頭をそれらを確認をして、二、三の具体的な事例について質問申し上げた。どうか、いま行革に取り組んでいるさなかでございますから、以上のような精神も一回、地方自治法制定のときと、さらにまた勧告内容を受けたときの時点というものを振り返って、そして今日の時代に対応の得るような機動性のある、円滑性のある、あるいは能率的な行革を実施をしていただくように希望申し上げます。

○委員長(金井元彦君) 午前中の質疑はこの程度といたします。

○委員長(金井元彦君) この際、地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題とし、政府から趣旨説明を聴取いたします。小川自治大臣。

○国務大臣(小川平二君) ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。今回の補正予算において昭和五十一年分所得税の特別減税による所得税の減収が歳入に計上されたことに伴い、地方交付税においても、当初予算計上額に対して九百六十億円の落ち込みを生ずることとなりました。

しかし、現下の地方財政は、すでに決定された地方交付税の総額を減額できるような状況ではありませんので、昭和五十二年度分の地方交付税については、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金と九百六十億円の増額することにより当初予算に計上された地方交付税の総額を確保することとし、さらに、当該借入額の償還については、後年度における償還額に見合ふ額を臨時地方特例交付金として一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることにより、地方財政の運営に支障の生じないようにすることといたしております。

以上が、地方交付税法等の一部を改正する法律

案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(金井元彦君) 以上で説明は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ります。午後一時五十分再開することとし、休憩いたします。

午後零時五十二分休憩

午後二時一分開会

○委員長(金井元彦君) ただいまから地方行政委員会を再開いたします。

地方行政の改革に関する調査を議題とし、休憩前に引き続き質疑を行います。

○志吉裕君 少し時間が詰まりましたので、通告しておきましたものがずいぶん省かれるかもしませんが、御了解をいただきます。

最初にちよつとささいなことですが、先般、同僚の委員と一緒に新潟、長野の方に派遣をされて、そこで、その報告はすでに行われていたわけですが、その際、非常に真剣に要望のあった一、二の点について少し見解をたしておきたいわけがあります。

その一つは、過疎問題であります。特にどこでも熱心に要望は出ましたが、そのうちの二つ申し上げますと、まず過疎地域の指定基準、これは国土庁の方で決められ、この指定基準が結局人口になつておるわけけれども、旧村単位で見ればずいぶん人口は減つておるわけけれども、中核的な昔の町村の一つでありまして、全体薄まってしまつて平均数字は余り落ちないというふうなところもあるわけで、そういうところを引上げ上げる意味で、たとえば山振法のように合併以前の区域をたよる対象にして、そういうものを含む当該町村というふうな扱いができないかどうか。この点はいかがですか。これは国土庁だな。

○説明員(近岡武男君) 特に合併の場合にそういう事実が出ておるわけでございますが、御指摘がございましたように山村振興法の場合は旧市町村の区域を単位としておりまして、この場合はたとえば林野率が高い地域であるというふうな地域の性格に着目をして、当該地域に重点的に産業振興法などの施策を講じて地域の振興を図つていくというところで、そういうふうな趣旨の法律制度になつておるわけでございますが、過疎対策緊急措置法によつて施策を講じようという場合には、合併に関係する市町村の全域を対象にしまして交通、通信体系の整備とか、あるいは公共施設、公益施設を広域的に適正に配置して進めていくというふうな計画を立てまして、これに基づいていろいろな施策を展開していくというふうな体系になつておるわけで、市町村の全域を対象にして対策を講じてまいらうというふうな趣旨になつておるわけでございます。

お話がございましたような合併の場合におきましても、その時点で合併に関係する関係市町村の全域を、関係市町村の人口の状況とか、あるいは財政力等の条件を判断いたしまして、全域を過疎市町村の地域に指定するかどうか判断してまいりまして、できるだけ新たな過疎地域として法の適用を進めていくわけでございまして、単にその人口が総体的に増加しているというだけではなく、合併に関係する旧過疎地域の市町村の面積の割合とか、あるいは人口の比率とか、そういうことも判断に入れてできるだけ過疎地域措置法の適用を図つてまいらうという趣旨でございまして、その点御理解いただきたいと考えております。

○志吉裕君 いろいろ言っているが、結局どうなの、それ。該当の要望の趣旨というのは、そういうことになつておつてなかなか救われないから基準を緩和するように、たとえば先ほど言ったようなそういう工夫をして引上げられられないかと、こういうことを熱心に要望しているわけなんです。いまの法律の説明なら、あなたから聞かぬで

もよくわかる。何とかならないかということ言っているわけなんです。

○説明員(近岡武男君) 過疎法はあと二年を残すのみでございますが、これまで合併の際にそういう判断を進めてきてまいつておりました、ここ二年半ぐらいの間にそういう事実も出てまいりまして、現在の残された期間は現在の形を進めてまいりたいという考え方をとっております。

○志吉裕君 自治省どうですか。それで、いまのあと二年しかないというのは、その時点になればどつちももう少し延ばしてくれないかというふうな話も政治的な話題になるでしょうから、それはそれで一応横に置きまして、自治省そういう要望強く出ているでしょう。

○政府委員(近藤隆之君) 過疎法は御案内のとおり議員立法でございますけれども、これが立法をされる過程におきまして旧町村単位で人口の減つておるところ当然あるわけでございまして、そういったところを救うべく旧町村単位で決めるかどうかということが実は一つ大きな議論になつたところでございまして。

そこで、先ほど国土庁の方からも説明いたしましたが、山村振興法におけるところの山村というのは、これはその施策の性格上旧町村でやつていくわけですが、過疎法という場合においては、市町村単位でその地域におけるところの地域づくりということになるもんだから、結局市町村単位で計画をつくり、財源措置を行つていくというところの方がベターではないかということで現行法のようになつたというのを聞いております。したがって、先ほど国土庁が申しますように、あと二年で一応十年間の予定の期限が過ぎるわけでございますが、その後どういった恵まれな地域をどうするかという問題が次にあるわけでございます。そういう点に時間をおきまして過疎地域もその他の地域も含めてどういった恵まれな地域をどうするかという見地から国土庁ともども自治省としても検討してまいりたい、このように考えております。

○志吉裕君 議員立法の趣旨もありますから、二年後のことはまた議会でこれは議論をいたしますが、いずれにしても熱心な要望もあるところでもありますが、これは少しも基準が緩和できる、そういう工夫ができないかどうか、これはひとつ両省でまた相談をしてみてください。

○政府委員(近藤隆之君) 過疎法はただいま申しましたように、法律のたてまえがそうでございますので、過疎法で救うわけにはまいりませんけれども、御承知のように自治省の方では辺地債等の制度もあるわけでございますので、そういった点の活用を図りまして、地元の実態に合うように運用してまいりたいと思います。

○志吉裕君 その過疎対策事業債あるいは辺地対策事業債ですが、振興整備計画に基づく事業で過疎債、辺地債の適債事業とならない事業がありますね。特にわれわれ行きましたところでも要望あったのは、統合以外の学校の整備でありますとか、あるいは集会場等をつくるのに市町村がめんどう見ているといいますが、補助をしてやる、そういうものに対する費用、せめてそういったものが適債事業の枠に組み込まれないかという強い希望が表明をされておりましたし、直接これはそれとかかわらないのですが、そういう町村に限って学校統合なんかして子供をいぶん遠くから通わせるというしつけになっておりますために、交通費の援助でいぶん市町村の財政が痛いわけですよ。そういうこと、あるいは寄宿舎、冬はどっちも全部子供を一カ月連れてこなければいけぬというかつこうになりますから、この寄宿舎とか、そういうところの経費などを含めて先ほど言った適債事業のこと、それからこういう経費の補てんというものについて特に配慮ができないかという点はいかがですか。

○政府委員(石原信雄君) ただいま御指摘の適債事業の範囲でございますが、過疎法におきましては、過疎地域において児童生徒が減つてまいりますので、従来の学校単位では適切な教育ができないということ、やむを得ず学校統合の事態に至るケースが非常に多いということで、学校統合につきましても、過疎債の適債事業にいたしてあります。これは過疎地域の特有な現象というよりは、やはり全地方団体に共通の事業でありますので、過疎債の対象にはいたしていません。ただ、こちらの方は一般の義務教育整備債の充当で、今年度の場合はいまうと、地方負担額に対して九五%の起債充当を行つておるわけでございまして、それから従来七五%充当分については、従来から六割の元利償還の交付税算入が行われ、また二〇%の上乗せ部分につきましても、全額その償還を基準財政需要額に算入するという形で対処しておりますので、学校整備そのものについて申しますと、御案内のとおり、七〇%の算入率でございまして、そう大きな差は出てこないんじゃないかと思つております。

いづれにいたしましても、現在の過疎債の対象事業といたしましては、過疎現象に伴う緊急事業という形で統合学校を対象にしている、このような考え方であつておるわけでございます。それから、過疎地域におきましては、御指摘のように統合等に伴ひまして非常に遠距離通学を余儀なくされるケースがあるということで、スクールの運行あるいは寄宿舎の維持と、こういった財政負担が出てまいります。この点につきましては、現在普通交付税の計算上、スクールバスの場合には一台当たり三百万円、それから寄宿舎の場合には入舎児童一人当たり十二万八千円の経費が必要であるという前提で、普通交付税計算上割り増し計算を行つております。

○志吉裕君 後段わかりましたが、にもかかわらず実はいぶん後段の方では経費がかかつていふやうな形です。形態は、そこの間バスでも借り上げて通うやうな——どうなのか、バス会社に通わせて、どっちも赤字ですから、その補給金を上げるとか、子供に直接交付をする、補助をするとかというところをいふやうですが、そのことはちよつときよは無理ですが、適債事業の枠を広

げるといふ話、それは審議官言うやうにあれですよ、辺地学校統合云々——学校統合は辺地でなくともやつていけるわけであれすけれども、これはまあ現状説明をしないで、もうちよつと何か工夫してみてください、これは。実はこういうところは非常に困つていふんだ、本當の話が。そこで何でもいふから枠を広げてもらいたいという熱心な希望があるので、皆さん一べん決めるとなかなか変えないくせがあるけれども、きつと検討してみてください、これは。

○政府委員(石原信雄君) 私ども過疎債の運用に当たりましては、確かにこの制度がスタートした当時と最近とではいろいろな財政需要、行政水準の内容も変わつてまいりまして、当時としては対象として余り論議されなかつたものも、最近になつてから必要になつてきていふものいろいろあります。たとえば有線放送が無線に変わる、それが従来の基準では適債にならない、こういうような問題もありまして、私どもいたしましては、過疎地域の実情を踏まえて新たに必要性を生じてきたようなものについては、できるだけその対象を広げるといふ努力を重ねてまいりたいと思つております。ただ、ただいまの学校の建設の場合につきましても、過疎地域特有の財政需要なのか、あるいはおのれ自治体全体の財政需要なのか、その辺の線の引き方の議論もあると思つたので、研究させていただきます、と思つております。

○志吉裕君 この点は結構です。国土庁は結構です。行政改革について、実は細かい質問を用意したんですが、時間がありませんから、ただ、これは改めてまた大臣等おいでいただいたときにやりますが、基本的なことだけひとつ伺ひをしておきます。

九月一日に行政改革に関する基本方針及び要綱が定められた。その中には自治体に関することは要請という形でちよつと入れてありますが、自治省の五十三年度地方行政財政重点施策案、これによりますと恐らくこの政府の基調が貫かれてい

んだと思ひますが、細かいことは聞きませんが、ひとつ、いわゆる新しい時代に入ったのだから、その新しい時代に即応をして地方行政のあり方を洗い直さなければいけない。あるいは懸案を決まりつけなければいけないというものが、うたい文句に出ていふのですが、行政改革をしなればならない新しい時代とは何か、一体どういふ時代なのであつて、その時代の目標は何なのか、こういうものを持たないで、何かどこかざる場所がないかというのでは何も決まりがつかない。まあよく言われていますが、明治は富国強兵、殖産振興であつたと、戦後は戦後復興と経済成長であつた、しからばこれからは何なのか、それに向かう行政の組織の展開とは一体どういふものなのか、何かこういうふうなものがないままでの、何か新しい時代になつたのだから、新しい入れ物をというふうなことを言うても、抽象論で結局何も決まりがつかないんですという意味で、その辺の時代的背景と改革の視点とでもいいますか、そういうものだけちよつときよ伺ひをしておきたい。

○政府委員(近藤隆之君) 非常に高度なむずかしい御質問でございますけれども、戦後三十年たちまして世の中の情勢もいろいろ変わつてきております。そして高度経済成長と言われた時代が過ぎ去つて、これから安定経済成長というふうになつておられます。こういう世の中の変り目には、やはりほうつておけば積み重なつていく行政というもののついで、振り返つてメスを入れるということが必要になつてくるだらうと思つております。戦後のわが国の行政改革というのを振り返つてみましても、ちよつと池田内閣の所得倍増時代に臨時行政調査会というのを開きまして、国地方の行政事務を総ざらひしまして膨大な答申が出された。それに基ついて行政改革が行われた——行われなかつたものもありますけれども、そういう姿勢をとつたわけでございます。ちよつといま一つの節目に差しかかりまして、高度経済成長時代にいろいろ積み重ねられた行政、その中にはもちろん維持

すべきものもございませうけれども、この際、見直して安定経済成長と言われる時代に即応した行政体制に改めるといことが当然必要であらうと考えておるわけでございませう。

行政の理念でございますが、当然のことながらこの国土の中において国民があるいはその県土におきまして県民が豊かな生活を保持できるように環境づくりということが終極の目標であらうと思っております。そういう状況でございますので、国も本年初めから本腰を入れて行政改革を行うというところでいろいろ政府内でも現在検討しておりますが、そういった時代の時勢に対応いたしまして地方行政の面におきまして、この際、各方面にわたって検討してみたいということでございます。

○志吉裕君 まあ、皆さんの文章のどこかにもありました、何かこう高度経済成長時代から安定成長時代に入ってもう少しゆとりといひますか、安らぎといひますか、そういうようなものを取り戻すといふふうな何かがありました、そうなるとうち、私は、地方自治三十年の歴史を経て改めて自治ですね、身の回りというものが見直されていいわけだし、重みを持ってもいいわけだと思ふんであります。

○委員長退席、理事望月邦夫君着席
そこで、あれですか。その種のものはどこがどんなスケジュールでいつごろまでに何かを詰める、何かそんなスケジュールのようなものを持っていますか。

○政府委員(近藤隆之君) 先ほど御指摘ございました九月二日に閣議了解を見ました「行政改革について」という中には六項目ばかり書いてございませうが、これは何も国の行政改革だけではなくて、地方にとりまして非常に重要な部分を含んでおるわけでございませう。

先ほど御指摘の地方自治の観点からという点から申しますならば、この中たとえば許可認可事務の整理の問題、国庫補助金の整理の問題、それから二重行政と言われております、特に国の地方出

先機関の整理の問題、それからかつてからの懸案でございます地方事務官の問題、こういった問題につきましては私ども非常に強い関心を持っておるわけでございませう。現在行政改革推進本部が政府部内で設けられて鋭意検討しておるわけでございませうが、その中でも地方自治の観点から発言をしておるところでございます。

それで、これがいつまでにこの六項目について具体案が出るかということ、現在の予定では一応明年度予算にもいろいろ関係があるので、十二月ぐらいを目ざしてやっておるということでございますけれども、この中には、御承知のように高度に政治的な色彩を帯びたものもあるわけでございませうので、その辺については私ども一刻も早く取りまとめをしていただきたいと思いますとおるところでございます。

○志吉裕君 余り具体的にもなっていないようだから、これは私どもも重大な関心を持っておりませうから、いずれ提言をしながらずつとこれから詰めていくようにしたいと思ふんです。

きょうはこれくらいでやめときまして、地方債に入りませう。

地方債の問題にこれから残された時間をいただきますが、私の手元に地方債に関する十月十一日付自治大臣官房審議官石原信雄と銘打ったメモがあります。これは自治省からいただいたものでありますから、一応私自身の発言の記録にとどめるためにこれちょっと読んでみます。

回答(メモ)
地方債の許可制度の運用については、自治省としても出来るだけ地方公共団体の自主性を尊重するように改善の努力をしてみました。

内では地方公共団体が自主的に起債事業を選択できるような仕組みとする方向で改善するよう努力したいと考えております。

このこと自体は非常に結構なことだと思うんですが、しかし、これがいかなる状況のもとで出されて、いかなる役割りを果たしたのかという点になると、必ずしも結構じゃない。

以下この問題について少し詰めてまいります。まず、このメモが出されるに至った事情をお聞きをしたいと思います。

○政府委員(石原信雄君) ただいま先生説きましたこのメモの日付にありますが十月十一日の午後であったと記憶しておりますが、東京都議会の議員の方が何名か参られまして、都議会御案内のうちに、当時起債の訴訟問題が論議されておったわけであります。そのことに関連して幾つかの質問と要望に來たというお話でございました。

質問については、現在の起債の許可制度の運用の状況などいろいろお尋ねがありお答えしたわけであります。今後の起債の許可制度の運用の改善、改正の方向につきまして要望があったわけであります。

私どもは、この私の回答でも申し上げておりますように、基本的な考え方いたしまして、現状では地方債の許可制度を全面的に廃止すると、いわゆる自由発行制度に移行することは困難でありますけれども、ただ、具体の許可制度の運用に当たりましては、なるべく地方団体の自主的な選択を尊重していきたい、そういうふうな持っています。以下このことを申し上げました。特に、これまでは一件審査が原則となっておりまして都道府県の単独事業につきましても一定の枠をつくりまして、その枠の中では都道府県の選択を尊重すると、そういうような方式に持っていきたいと、このように回答を申し上げたわけであります。

なお、その際、私はお尋ねに対し、あるいは要望に對していろいろ口頭で回答を申し上げたわけであります。おいでになった議会の皆さん方が、そのうちの要旨をメモにしておいて、というの、都議会でもいろいろ御議論があったようでありませうが、私が答えたことの内容について後になって、いや、そうじゃないというふうなことで困るということ、私の答えた中での骨子といひましようか、ポイントと考えられる点についてはメモにしてほしいというお話がありましたので、私は、私の申し上げたことの要旨を、ただいまお読みいただいたような形でメモとして差し上げた次第でございます。

○志吉裕君 都議会議員数名、これ何党ですか。

○政府委員(石原信雄君) 新自由クラブの所属の議員さんだと承知しております。

○志吉裕君 新自由クラブの議員数名が来て地方債の許可制度の運用等について質問ないし要望があった、だから審議官としていろいろ答えてその要旨をメモにした、回答となつてますが、地方債の許可制度や、あるいはその運用についての要望ならいろいろいままでも各方面から出されております。一番新しい権威ある質問ややりとりでは、この十月八日の当院本会議における寺田質問に対して福田総理が答えたんです。こういう要望ややりとりというものはずっとあるわけ

ありますが、とにかくこの十一日の午後新自由クラブの諸君が数名に来て、その日のうちに文章で回答をしなければならぬという差し迫った事情があったんです。皆さん、要望はよく検討しましたというふうな、あります。先ほど私、幾つか要望したけれども、何かこうあんまり書いてくれるようなものはなかったけれども、しかしこれは、この内容が従来の扱いとどこが変わってあるのかいずれ聞きますが、何かこういう形にして回答をしなければいけない差し迫った事情でもあったんですか。

○政府委員(石原信雄君) 私は、おいでになった議員さん方がどういうふうな事情、どういうふうな背景で私のところにおいでになって質問やら要望されたのか正確には存じておりません。ただ、当時、都議会で起債訴訟の議案についていろいろ御議論があった。その議論についての一つの検討の材料にしたというふうには承りました。そこで、お尋ねの件についてはお答えしたわけでありまして。私も、このような要望とか質問をいただいた場合には、通常その場での答えできるものはお答えしておると。それから内容的にその場で決められないようなことを含んでおる場合には、それは時間の余裕をいただくということでありまして、その際のお尋ね、御要望については、私はこのメモに書いたような内容、これは自治省としての基本的な方向であり、基本的な考え方でありまして、当時部内の意見は大体こういう形で固まっておると私は承知しておりましたので、この内容のお答えをしたわけでありまして。そこで、メモというか書いたことを確認する何か欲しいというところを強く要請されました。こうした場合に、私どもの役所の扱いといたしまして、何といましようか、公式の文書であるならば、いわゆる行政実例になるような問題等であるならば、通常は決裁を経て正式に判こをつけて文書を発送するという手続をとるわけでありまして、口頭でお答えした内容について、それが後で誤解があつてはいけなから、しゃべったことの内容を確認するというような形でのメモのようなものを差し上げるといふケースは過去においてもないわけではございません。そこでどうしてもそのようなものがいたいただきたいというお話でありましたので、私は内容的に私の話したことについて別に後で変える気もありませんし、どうしてもというところでありますからメモを差し上げた、こういうような経緯でございます。

○志吉裕君 この内容をちょっと伺います。この内容は従来の取り扱いを変更するものであります。簡潔にひとつ答えてください。

○政府委員(石原信雄君) ただいま申し上げましたように、都道府県の単独債につきましては、現在はいわゆる一件審査方式でありますから、この答えのように、いわゆる枠配分方式にするということであればそれは変更を意味いたします。

○志吉裕君 変更自身は私が前から要望していることでありますから、そのことはそれでよろしいので、いづれにしても、従来の取り扱いを変更する内容を含んでおる、であるからこそ、石原審議官は十一日にこれをお答えになった後、新聞によれば十二日にこの内容のものを大蔵省とも協議の上政府の統一見解とした、こう報ぜられていますが、次官これは前日に答えられた石原審議官の、一審議官のメモは、翌日それが政府統一見解で裏打ちをしたわけですか。

○政府委員(石原信雄君) ただいまの点でございますが、新聞報道の問題でございまして、けれども私はこのような内容の回答をいたしました。その件につきましても、これを具体化する段階は五十三年度の地方債の許可方針の中でそういうことになってくるわけですが、その必要性が出てくるわけですが、いづれにしても許可方針の変更は大蔵大臣との協議事項になっております。そこで、私はこのような内容の答えをしたというところを大蔵省には連絡いたしました。ただしこの事柄自身は私もかねてから主張しておる事柄でありまして、基本的な方向については大蔵省もなるべくならそう持っていきたいというわれわれの方向を了

承しておりますので、ただそういうことが、お答えしたもので、外にも出ますこととありますので、大蔵省に念のため連絡したということとでありまして、統一見解としてそれによって改めてそこで決めたということではございません。

○政府委員(中山利生君) ただいま石原審議官からお答え申し上げましたように、この内容につきましてはかねてから当委員会等でも自治省の見解として、方針として何回も御答弁申し上げております。既定の方針でございまして、事新しくこのメモに新しい政策が盛り込まれたということではな

いと私も了解しております。

○志吉裕君 それならば、先ほど審議官も自治省が常々考えていたことだと言ひ、それから次官は、自治省の既定の方針であったと、こうおっしゃるのであれば、十月八日の本院本会議において寺田議員が起債の許可問題等について質問をしたときに、起債の自由化はだめなんだ、こういう形で少しもその自由裁量というものを広げていきな

いと答弁になるはずでしょう。十一日、新自由クラブが東京の事情を抱えてきて、これだけの少くとも僕は前進だと思ひます。少なくとも許可方針の変更で大蔵省と協議をして来年以降の政府の方針として盛り込まれるべき内容に

歩出たわけですから、それぐらいの構えがあったのであれば、福田総理が本会議において木で鼻をくくったような返事になるわけじゃないですよ。改善のことも言っていないじゃないですか。ともかくそのことは後にいたしますが、とにかく従来の政府の取り扱いを変更する内容を持つて、だ

からいまま審議官おっしゃいますように、自治日報という新聞にも書いてあるが、翌十二日早速この旨を大蔵省と協議をして、五十三年度適用の方針を定めた、それに類したような御返事があったわけでありまして、そうしますと、一審議官が文章でメモとして東京都議会の諸君に答えたときには、大蔵省との協議も終わっていない。したがって、政府の方針になつていなかったのです。これはいかがですか。

○政府委員(石原信雄君) この私の答え申し上げた内容は、その一定の枠の範囲内では地方公共団体が自主的に起債事業を選択できるような仕組みとする方向で改善するよう努力したいと考えております。これは従来の考え方、答

弁の仕方はしてまいりました。ですから、私は従来自治省が対外的に申し上げておった方向あるいは内容と違うことを申し上げたわけではございません。これをどのように御理解いただけるか、それはそのときの客観情勢などによつても違うでしょうけれども、私どもの考え方、方向、方針自身は従来から申し上げてきた内容をここで申し上げたわけでありまして、私が十月十一日の段階で自治省として新たな決定をその

場でしたという内容は含んでございません。

なお、ただいま十月八日の本会議での質問に対する答弁について言及なさいましたけれども、このときのお尋ねの中には、そういう許可制そのものが地方自治の基本原則から廃止されるべきじゃないかというお尋ねでありましたので、そういう向きの答えをしたと思ひます。部分的な改善をすべきだというお尋ねはなかったように思ひます。

なお、この許可制度の運用について、ただいまのメモで申し上げたような内容をかねがね私もはお答えしておるわけでありまして、一番新しい時点でおきまして、ことしの三月二十四日の本委員会におきまして、社会党の小山先生に対する自治省財政局長のお答えでも、大体私が申し上げたと同じ趣旨の御答弁を申し上げておるわけでございます。私も、私どももいたしましてはこういう方向に努力したいというところは現在も変わっておりませんし、五十三年度の許可方針の決定に向けてその努力を続けてまいりたいと、このように考えている次第でございます。

○志吉裕君 ですから私は、この内容自体はそう飛び離れたことを言っているわけでもない。しかし、まあ引込み思案の皆さんからすれば大変前進した結構なことだと、こう思っています。が、

しかし、少なくとも翌日大蔵省と相談をして、これ来年からこうしたいということを政府の方針として定めなければならぬ内容であったことは確かだ。それを用意深い役人の皆さんが、こうやって書いてあわ食って前の日に届けなければならぬという状況を私は問題にしている。そのものずばり言えば、東京都が行おうとしているアクションに対する介入ですよ。これは政府が全部意思統一をしてやったということになれば、政府が介入したということになるけれども、どうもそこはな

ごの考え方を聞きたいと、こういうことでおいでになったわけでありまして、私も日ごろから考えております。方針、これを率直に申し上げた次第でございます。したがって、私もがお答えした結果が都議会の議案の審議にどういう影響をもたらすであろうかという点について、私も私どもは考えて答えを留保するところまでではできないんじゃないか、かえってそうすることが、せつなくおいでになってお尋ねになっているのに、その影響を考慮してお答えしないということが、都議会における審議に対する私どもの本当の意味の中立的な立場として正しい方向であるかどうか、こういった点も私自身実は苦慮したわけでございます。

の選挙での政策の中では起債の自由化というものが高らかにうたい上げて、そして今度東京都議会が都知事が提案をした起債の自由化に対する態度をいよいよ決めようとしたときにあなたのところにおいてになったわけだ。そしてこれを金科玉条にして時期尚早論を唱えて、いわば反対に回った。都議会の構成から言えば、新自由クラブがキヤスティングボートを握っておるからこれは否決という形になったわけでありまして、地方公共団体が意思を決定しようとするときに、この自治省審議官のメモは何かの役割りを担ったことになりませんか。この点いかがですか。

しかし、いろいろ考えまして、議会の皆さん方が提出された案件について御判断いただく場合に、あらゆる情報を集め、あらゆる判断材料を集めて御審議いただくということが正しい方向であるかと思ひます。私も私が所管の行政について考え、方針等をお尋ねになり、それが審議の材料となるのであるならば、これはお答えすることの方が私どもの務めではないか、このように私自身は判断いたしました。お答えをいたした次第でございます。したがって、私自身は決して都議会に積極的介入するとかそういう大それた気持ちを持ってお答えしたわけではございません。

○政府委員(石原信雄君) 私ども所管しております行政についての解釈、考え方、方針、こういったものについて自治体あるいは自治体の議会、あるいは労働団体などからよくお尋ねを受けることがあります。その際は、私もこれはこれに正確にお答えするということが務めであると考えておりまして、常にそうしておるわけでございます。今回につきましても、都議会において起債の訴訟を提起するかどうかということが大きな論議になっておったわけでありまして、そうした背景の中で、その議案に対していろいろ論議している過程で、地方債の許可制度の運用についての自治省の考え方を聞きたいと、論議の参考、判断材料といえましょうか、参考にしたということでも私どもの日

○志苦裕君 余りこれ長々とやりますと、今度はあべこべに——私は、皆さんが時にいろんなものを改めていく上で、変えるときには大胆に変える、いつも俗に役人仕事で憶病になってくずくずしているよりは、大いに変えるものは変えてほしいという立場の者でありますから、この問題で余り追い込めるといって、今後また憶病になっちゃうって直すものも直さぬということになっても困るんで、余りこれ追及もしたくないんですが、どうも私はタイミングから見ると政治効果をねらった節がある、こう思っておるんですが、あなたがそうじゃないと言ふんだから、これは私としてはずいぶん遺憾な状況であったということだけ申し上げておきたいと思ふんであります。

ともかく、地方債が本来の役割りのほかに、現実的には地方税の落ち込みの補てん分であるとか交付税の足りない分の穴埋めであるとか、矢張り早く出てくる公共事業の裏負担に使われるとかいうふうな、さまざまな役割りを果たしてございまして、現実には自治体財政の全体の収支のつじつま合わせにこの地方債が使われてまいりますと、もはや地方債を抜きにして地方財政が存在をしないような状況になってしまっています。その地方債を許可制度にということになれば、これは地方財政全体を許可制度一本でコントロールをするという、こんな大変な機能を持つておるわけでありまして、こうなれば自治体の財政自主権なんというものはなきに等しい。だから、財政自主権は憲法で認められた自治の基盤をなすものなのだから、ひとつそれを回復しようとする志向が生まれ、あるいは意見が交わされたり、ときには公平な第三者機関である裁判所に判断を求めたりということがあつたていいじゃないですか。地方債はそれだけ大きい機能を果たせば果たすほどに、ときにはもろ刃の剣にもなるわけでありまして、いろいろな意見が交わされるということにはむしろ私は健全だと思ふのでありまして、あつたていいじゃないかと、さあ大変だと言ふので、押さえ込む方にみんな構えなくてもいいじゃないかというふうにも思ふわけでありまして、東京都がまあ結局起債を訴訟しようと思つたためになつたわけですが、東京都が起こそうとしたアクションですね、これについてはひとつ皆さんどういう感触をお持ちですか。さらに、訴訟はやめたけれども、しかし起債の自由化という、このものの考え方は別に誤つちやいないという考えのもとで、たとえば公営債などをどんどん発行して、事実上この自由化をねらうというようなことを考えたなら、自治省はどう対応しますか。けしからぬ、法律違反だと知事罷免でもしますか。これはいかがですか。

○政府委員(石原信雄君) 先生御指摘のように、大変不幸なことでありますが、最近の経済情勢のもとで地方財源が十分でない、これを補てんするために大量の地方債が発行せざるを得ない状況になっておるわけでございまして、まあ皮肉なことに、その結果いよいよこの地方債の許可制度というものが自治体の財政運営に大きな影響力を与える結果になっていると、これは私も率直に認めざるを得ないと思ひます。それなるといって、一層この許可制度の運用に当たっては私もその点の配慮、自治体の自主性を最大限に生かす配慮が必要になってくるんじゃないかと、このように考えております。で、まあ東京都が先般の議会に提出した議案は、およそ地方自治体の起こす起債について中央政府は関与してはならないと、すべて自由にすべきであると、そういう判断を求める訴えを起こそうという議案であつたわけでありまして、私はそのような訴訟の提起が妥当な方法であるかどうか、まあこれを私も被告として擬せられておつたわけでありまして、それについて判断は差し控えていたいただきたいと思ひますが、もちろん行政制度の改革についていろいろな手段、方法がある、いろいろな御意見がある、これは民主主義の世の中でありまして、それ自身これは絶対的にかぬとか、これはいいとかということは言えないんじゃないかと思ひます。いろいろな方法があつていいんじゃないかと思ひます。問題は、地方債の許可制度そのものが今日の時点において全く廃止することが、ここにわが国の実情から見ても妥当なのかどうか、正しい道なのかどうかという点については、私も残念ながら現状においてはまだ廃止できないと、完全な廃止はできないと、このように考えている次第であります。

ただ、その全体としての許可制度は維持しなければならぬと思ひますけれども、その運用に当たっては、先ほど来申し上げておりますように、なるべく各自自治体の主体性といひましようか、自主的な判断が生かされるような方向を選ぶべきであらうと、このように思ひます。その非

常にいい方法は、やはり枠配分方式ではないかと。一定の財源計算からくる枠内においてはその団体が自由に地方債を充当できると、こういう方式を拡充していくという方向ではないかと思うのであります。

で、まあ一つの例として、たとえば市場公募債のようなものを自由発行制にしてはどうかと、こういう御提案だと承知いたしますが、まあ地方債の発行の自由化といましようか、自治体の自主性を広げるやり方として、事業ごとに、事業の内容ごとにその枠を広げていく、そういう行き方と、資金の面からこういう資金は自由に、この方法があり得るんだらうと思ひます。今日、地方債制度を維持しなきゃならぬ非常に大きな理由としては、国内の資金を計画的に配分調整する、それは民間セクターと公共セクターにまず分けていく、それから公共セクターの中では国やあるいは政府関係機関、それから地方自治体、これらに計画的に分けていくと、こういう必要性からこの許可制度が必要ではないかと私も考へておるわけですが、そういう見地に立ちますというのと、本来そういう資金統制といましようか、計画的な調整外の部分、これについては自由にしたいじゃないかという議論があり得ると思ひます。

事実、私も、通常のこの資金ルートに食い込まない資金調達方法、具体的に申しますと交付公債でございますが、交付公債につきましては、たてまえとしては許可制度の枠内でありまされども、実際はもうほとんどよほどの障害がない限りは申請されたものをそのまま許可いたしております。そういう意味で、市場公募債については、たてまえとして公社債市場に売り出されて個人消化を前提にしているという意味で、先生の御指摘のような御議論が起り得ると思うのであります。

しかし、現状におきましては、市場公募債のうち個人消化されているものは大体一五%ぐらいでありまして、八五%ぐらいはやはり金融機関の資金によって最終的には引き受けられているという現

状でございます。そういう現状で資金配分を一つの大きな目的とする許可制度の中からこれをはずしてしまふということは、私は現状ではむずかしいのではないかと、このように判断をいたしております。

○志賀裕君 時間がなくなりましたが、まとめにいたしますけれども、とにかくいまも答弁にもあつたし、またこのメモにもありますが、できるだけ地方公共団体の自主性を尊重するように改善の努力をやってきたのだし、いまもやっておるということが、いまの答弁でもこのメモにもあるようでありまして、この考え方というのは、本来起債というものは自治体の自由であり、地方自治の理念からすれば、それは望ましいことなんだという理解に立っているわけですか。イエスカノーかでございます。

○政府委員(石原信雄君) 私どもも理想の姿としては起債は自由発行であることが望ましいと思へております。現在の地方自治法の構成も、御承知のように二百三十条では自由発行をうたい、いわばその特例のような形で二百五十条が位置づけられておるわけでございます。私も将来の理想の姿としてはそういうことではないかと考へております。

○志賀裕君 わかりました。私らのこの自治法の二百三十条と二百五十条の矛盾というのは、「当分の間」ということでつないでありますように、まあ一種の緊急避難のような状況、たとえば資金配分の問題などのそういう状況があるから、当分の間その二百三十条と二百五十条が矛盾するような形で存在し得るというふうに理解をして、まあ現実の問題としては特に資金の需要調整の必要はあるなという気持ちもないわけじゃないんですが、ただ先ほど言いました十月八日の福田総理の答弁は、これは皆さんが補佐をしながら答弁をさせているんでしようが、これは容認できませんよ。福田さんはどう言っているかという、たてまえはそうなのだけれども、しかし緊急避難的にこういう問題があるという言い方をしていないんだ。起

債の自由化というのは、資金調整の問題、それから自治体相互の調整の問題、そういうことでできない、それをやると混乱が起きるんだと、まあここまではいいわ。本来、だからこの起債というのは自由であつてはならぬのだと。総理大臣は違反だ。全く答弁は法律違反の答弁だ。でありますから、これはいづれどこかで問題にしたいということとだけ指摘しておきますが、いづれにしてもあと二つだけ答えてもらえたいんですが、私言いましたように、百歩を譲って緊急避難だというふうに考へるにしても、答弁の趣旨にもありますように、できるだけ自主性を尊重するように考へるとして、ますます総枠配分を徹底して事務処理も何か二つか三つに分かれておるんですが、一元化をして、自治体別の起債枠を定めたら、その枠の中はもう事実上自動承認制ともいいますかね、そういうような扱いにするべきだということが一つ。

それから二つ目は、地方債計画で枠を縛っておるならば、全部政府が資金を持つかという、政府が、政府資金がどんな年々低下しておりますね、現実には、みずから自分で調達せよと言ふなら別に枠を縛ることはないです。枠決めて自分で銭掛けていいと言ふんなら、何もよいなこと言つてもならなくていいわけだ。ですから、自分で調達せよと言ふなら許可はむしろ不要で、民間資金もしくは市場公募債は許可の枠外になさつたらどうかと、そうすれば政府資金は学校とか下水道とか交通などの生活関連の方にまず回して、高速道路とか、地域開発などの事業は自治体の判断で繰越債などを採すというふうになるし、住民がもしそれを買うというふうなことになるれば、住民参加というものが体で感じられてい

いだらうというふうにも思ふわけでありまして、そういう点をどう思ふか。

三番目に、資金全体の調整のために地方公共団体金融公庫についてであります。これはばくちも原則としては賛成です。ただ、これがまた新しい統制機関になつては困るわけでありまして、ま

たやたらと力ばかり持つても困るわけでありまして、そういう意味では、運営によく配慮をして自治体のたとえ代表など、運営委員のようなものをつくつて加へるとか、自治体の声が届きやすいような運営を考へたらどうかという三つの点をこの際要望しておきますが、ひとつ、さつと答えてください。

○政府委員(石原信雄君) まず、ただいまの御指摘の第一の枠配分方式をできるだけ広げるべきである。これは私も再々申し上げておりますように、そういう方向で努力してまいりたいと思へております。

それから第二の民間資金で、自分で調達する資金については許可制度から外したらいじやないか、これはよく出る議論でございます。現在の許可制度の一つの存在理由であります民間部門と公共部門の資金の計画的な配分、調整、これは政府が所掌しております資金のみならず、民間資金をも含めての考へ方でありまして、民間資金は全く外しちゃうということでは現在の許可制度の目的を達成されないと思へております。また許可制度に係らしめておるという、そのかわりと言つては何ですけれども、私も許可した資金、それが民間資金でありましても、必ずそれが引き受けられるように、消化できるように、たとえば金融機関の監督官庁である大蔵省から、関係金融機関に対して引き受けに協力するように指示を出していただくというふうなこともいたしまして、その許可制度の枠に入れている見合いの責任といましようか、これは出さしていただくつもりでございます。

それから第三番目の公庫の改組に関連してその運用面を改善する、特に自治体の意向を反映するような仕組みを考へてはどうかという御指摘でございます。私も過去何回か公庫の改組構想が出されておりましたが、いままでの構想の中には、自治体と政府の共同出資というふうな構想もありました。そうならば当然そういう構想でスタートすれば、運営面にも自治体の代表が入つてくるとい

うような形が当然考えられると思います。ただ、現在、政府系の金融機関はすべて政府出資だけのごさいます。したがって、私どもの公庫改組構想の中でも、特に自治体出資につきましては、国庫当局は大変強い反対意見があるように聞いております。したがって、この問題は改組を実現する過程において、一つの大きな検討課題ではないかと、このように考えております。

○志苦松君 終わりました。

○上林繁次郎君 私は一昨日、二十五日に三井局長が日本赤軍を支援する国内のメンバーグループ、これは百名は下らないだろうと、こういう発言をなさったんですね。これはまことにいままでにないいわゆる赤軍の全貌に近いようなものを明らかにしたと、こう言うて過言ではないと。それだけに非常に重要な問題だろうと、こう思います。またそれだけに報道機関も大きくこれを報道したわけですから、これは国民の間にも大きな私心関心を持たれた問題だろう、こう思います。そこでそれだけにあの発表、いわゆる支援グループメンバーが百名は下らないだろうという、これは言うならば言い過ぎなような形です。ですからやはり国民の関心が大きくそこに集中されているという立場からするならば、やはりもう少し突っ込んでいろいろな点を明らかにしておく必要があるのではないかと、こう私は思います。そういう立場から何点かお尋ねをしてみたいと思います。

まず最初に、三井局長が言われたことを私は信用しないというわけではない。けれども、まことに重要な問題だけに、またこのままほっておけば、これだけに言い過ぎというような形になれば、国民の不安というものを増大するだけだろうと、こう思います。そこで、これだけの重大な発表をするその陰には、それなりの相当な根拠がなければならぬだろうと私は思っています。そういう根拠についてはどういうところに置かれてあるのか、その点をひとつお聞かせ願いたい。

○政府委員(三井局長) 赤軍支援組織のメンバーの数についての根拠というお尋ねでございます。

が、ちょっとその前に申し上げたいのは、日本赤軍と言いますのは、私たちが治安上重視しております極左暴力集団、中核を初めマル云々というようにたくさんおられるわけですが、その中の一つということになるわけでございます。極左暴力集団全体では、ただいま私たちは全国で三万五千五百という数を一応推定しておるわけでございます。その中における百名という程度でございます。それから、人数からだけ言いますと、格別大きな数ではないという、全体の中におけるウェイトと、質はまた別でございますけれども、そういう点がございまして、たとえば極左暴力集団の中で一番数が多いのは中核派でございます。これは五千八百、その次は革マル派ということでこれまた四千五百というような数を、一応の丸い数字でございますけれども、私たちは判断の基礎にしておるわけでございます。という意味で日本赤軍はそういう数でございますが、問題はその本体であります日本赤軍自体が国外におる。それで日本国内におきましては格別の動きは彼ら自身できないわけでございます。これは格別の動きは彼ら自身できないわけでございますけれども、海外の日本赤軍と連携をとるがために国内において日本赤軍に役に立つような広い意味での支援活動をしておる、こういう者が人数において約百名程度でございますが、どういふふうな形であらわれておるかとお尋ねしますと、今回事例が九月二十八日に発生いたしました、その翌日の九月三十日に京都大学で立て看板を出して、このハイジャックを支援するということをはっきり公然と言いました。その立て看板を出した組織の名前は変な名前ですけれども、一九八〇行動委員会と書いておるわけでございまして、これは、この一九八〇行動委員会の実態そのものがどういふものであるかということについては、その解明の程度、わかり方の程度に問題があるといいたしても、日本赤軍のあやういようなハイジャックテロ行為を公然と支持すると、こういうことでありますので、これはまず支持団体の有力なものであると、こういうふうに見るわけでございまして、このほかに昨年の十月に日本赤

軍メンバーの奥平純三がヨルダンから送還されてまいったわけでありまして、その直後に同じく京都大学校内に立て看板を出して、奥平の逮捕を弾劾すると、同志を奪還せよというふうな立て看板が出ました。そのときそれを出した組織は五・三〇Fとこれまた妙な名前を書いておるわけでございまして、したがって、ただいまのような海外におる日本赤軍のテロ行為に直結してこれを支持すると明確に言いましたのは、まずこの二つ、こういうことになるわけでございます。

この組織がどういふものであるかということについては、この名前からだけでは必ずしもわからないわけでございますけれども、私たちが見ておりますところでは、たとえばさきに申し上げました一九八〇行動委員会というのはその名前で立て看板を出したほかに、たとえば京都大学の元助手でありました竹本信弘が分限処分を受ける、極左の事件に関連したために分限処分を受ける。これに対する反対ということ、同じその名前によって集会を開く、京都大学でピラをまくと、こういうような行動をしておりますので、そういう行動の中からこれらの活動家は京都大学に根拠を持っておる者であるということで、若干の者はわかっておりますが、全部は必ずしもわかりませんけれども、そういう活動をしておる人物であり組織であるということが判明をいたしておるわけでございまして、同様に五・三〇Fというの、五・三〇Fアクションというところでございまして、これまた極左系の組織の中から分離したといいますが、脱落したといいますが、分かれてこういう組織をつくっておるものであるということが判明してきておるわけでございまして、こういう式にこの二つははっきりとあやういテロ行為を、日本赤軍のテロ行為を公然と支持をしておる。そうすると、そこまできなくとも日本赤軍が意外に国内の状況をよく知っておるんじゃないかというふうなことも声明等でも見受けられるわけでありまして、これは国内ともいろいろ連絡をしておるのであると、そういう連絡のこちら側の拠点になっておるものと

か、日本赤軍にそういう連絡上の便宜情報提供しておる、あるいは日本赤軍からの、たとえば先般も話が出ましたけれども、大阪に新聞社がございまして、これが日本赤軍から送られてきた声明をその機関紙に載せると、こういうふうなこともあります。声明のみならず日本赤軍のメンバーという名前でも、名前載せておられませんけれども、個人名出ておられませんけれども、日本赤軍、海外の日本赤軍からの便り、通信ということ載せておるといふようなことをやっておるところがございまして。

で、この極左系の新聞社でございますけれども、これは何も日本赤軍だけやっておるわけではございませんけれども、ほかの極左系のいろんなものを扱っておる、それぞれの集会あるいは活動を支援しておるというふうなことが、とりわけ日本赤軍との関係で言いますと、日本赤軍はほかに似たような発表手段を持っておりませんが、ここだけは日本赤軍のものが出てくる、こういうことでありまして、日本赤軍に対する支援の程度には差がありますけれども、先ほどのように公然とテロ行為を支持するといふ確たるものと、いま言うように、そこまできかぬけれども大変彼らの国内宣伝活動の場を提供しておる、こういうものがあるといふことで、ニエアンズにいろいろ差がございまして、もっと下がっていきまして、日本赤軍の関係者でわが国に送還されて帰ってくると、これはそれぞれ犯罪になりまして、いま身柄拘束されておるものもありますが、すでに刑が終わりました、罰金その他刑が終わって自由になっておるといふものもあります。そういうときにその弁護を買って出る。単に弁護を買って――弁護をすることではありませんが、これは批判すべきことではありませんが、その弁護を通じて日本赤軍の活動を支援しておるというふうに見受けられるいわゆる支援組織の人物もおる。支援組織もある。その支援組織自身はといいますと、何も日本赤軍の救援だけ、救援弁護活動だけやっ

か、日本赤軍にそういう連絡上の便宜情報提供しておる、あるいは日本赤軍からの、たとえば先般も話が出ましたけれども、大阪に新聞社がございまして、これが日本赤軍から送られてきた声明をその機関紙に載せると、こういうふうなこともあります。声明のみならず日本赤軍のメンバーという名前でも、名前載せておられませんけれども、個人名出ておられませんけれども、日本赤軍、海外の日本赤軍からの便り、通信ということ載せておるといふようなことをやっておるところがございまして。

で、この極左系の新聞社でございますけれども、これは何も日本赤軍だけやっておるわけではございませんけれども、ほかの極左系のいろんなものを扱っておる、それぞれの集会あるいは活動を支援しておるというふうなことが、とりわけ日本赤軍との関係で言いますと、日本赤軍はほかに似たような発表手段を持っておりませんが、ここだけは日本赤軍のものが出てくる、こういうことでありまして、日本赤軍に対する支援の程度には差がありますけれども、先ほどのように公然とテロ行為を支持するといふ確たるものと、いま言うように、そこまできかぬけれども大変彼らの国内宣伝活動の場を提供しておる、こういうものがあるといふことで、ニエアンズにいろいろ差がございまして、もっと下がっていきまして、日本赤軍の関係者でわが国に送還されて帰ってくると、これはそれぞれ犯罪になりまして、いま身柄拘束されておるものもありますが、すでに刑が終わりました、罰金その他刑が終わって自由になっておるといふものもあります。そういうときにその弁護を買って出る。単に弁護を買って――弁護をすることではありませんが、これは批判すべきことではありませんが、その弁護を通じて日本赤軍の活動を支援しておるというふうに見受けられるいわゆる支援組織の人物もおる。支援組織もある。その支援組織自身はといいますと、何も日本赤軍の救援だけ、救援弁護活動だけやっ

か、日本赤軍にそういう連絡上の便宜情報提供しておる、あるいは日本赤軍からの、たとえば先般も話が出ましたけれども、大阪に新聞社がございまして、これが日本赤軍から送られてきた声明をその機関紙に載せると、こういうふうなこともあります。声明のみならず日本赤軍のメンバーという名前でも、名前載せておられませんけれども、個人名出ておられませんけれども、日本赤軍、海外の日本赤軍からの便り、通信ということ載せておるといふようなことをやっておるところがございまして。

ておるわけではない。しかし、たくさんある、相当数ある極左系の救援・護送組織の中で、その組織だけは日本赤軍の救援活動を特に買って出ている、こういうようなものがありますので、私たちはこういうものを日本赤軍に対する国内における支援組織、そのメンバーは支援組織のメンバーと、こういうふうにとらえまして、彼らを十分治安維持の観点から彼らに対して関心を払わなければいかぬ、こういう発想で、百名ちょっと超えておりまして、けれども、このぐらいの数を私たちは関心を持つ対象として考えておる、こういうことを申し上げた次第でございます。

〔理事望月邦夫君退席、委員長着席〕

○上林繁次郎君 いろいろお話をいただいたんですが、おとといの局長の発言が、いままでおっしゃらなかった、初めて発表された、こういったところにこの話題というか、大きな関心が持たれたわけですが、私もそういう意味で百名前後の支援グループがおるであろうと、で、国民も報道機関を通してわかったことはやっぱりその点だろと思うんです。そこでいまお話をあつたように、いろいろなお話があつたけれども、いわゆる百名は下らないであろうというところに私はしぼってみたいと、こう思います。

そこで、いまおっしゃったお話の中から感じられることは、この百名前後のメンバーの一人一人の氏名ですね、これはそうなるかとちょっとわかつておる、こういうことですか。

○政府委員(三井修吉) 申し上げておる百名程度は一人一人全部わかつておる数だけでそれだけでございます。

○上林繁次郎君 大体発表になられたのはおとといでございますけれども、そういったことが大体いつごろの時点でそういったことについて掌握ができたのか、それはどうですか。

○政府委員(三井修吉) だんだんとわかつてきておるわけでございますが、形といいますか、ちょっと歴史的といえますか、いきさつから申しますと、重信房子が四十六年にわが国を出国してお

る。アラブへ向けて出国したわけでございます。

出たときは彼女は共産同赤軍派のメンバーでございます、その政治委員、まあ最高幹部の一人であつたわけですが、赤軍派は連合赤軍になつて浅間山荘などの事件をその後起こしたわけでございますけれども、彼女、日本国内での活動には限度がある、それはそれでやるけれども、海外の革命勢力と連帯をして世界革命をやる、そのことが同時に日本革命にも役に立つんだ、こういう発想のもとに出たのが四十六年でありまして、その後海外へ行ってみると、日本国内でのやり方がおかしいということで訣別書というものを日本——

自分の組織に送りまして脱退したといひますか、脱退をしたということで、日本国内とは縁が切れて、海外でアラブゲリラを支援するという立場で行動することになったわけでございます。そこで、その翌年の四十七年にテルアビブ事件というのが起こりまして、それを発端として海外におるのは四十六年に出た重信一人ではなくて、その前から出ておつた人間あるいはその後出た人間等が重信を中心にある程度のグループをつくつておるといふことがわかつてまいつたわけでございます。

その辺をきつかけといたしまして国内との連絡等を見ておりました、それからまた海外でも種々のテロ行為を犯しておりますので、その辺の中からだんだんとわかつてまいつたわけでありまして、百名程度の最後のところは今回の事件を通じてはつきりとわれわれはつかんだと、こういう経過でございます。

○上林繁次郎君 国内の支援メンバーですね、これといわゆる海外の赤軍派との連絡、これが今回のいわゆる乗っ取りを通して、非常に国内の事情がよくわかつておるという点からいって、常識的に考えても確かにそうであろうと、こういうかがあるわけですか。うかがえるだけではどうにもならぬので、当然これからますます拡大のおそれがあるという、こういう心配があるわけですね、そういう事件についても、赤軍が大きくなれば事件も大きくなるだろう、その可能性は十分あ

るわけですか。そういうことを踏まえて、やはり連絡をどうしてもこれからとれないような形をとつていかなきゃならない、これは当然の話ですね。そのためには、これはやっぱり大きなことから起るであらうと想像されるこの事件、事故を未然に防ぐためにもそれは徹底してやっていかなきゃならぬ、こう思います。それについてはやはりそれだけの対策、措置、体制、いろいろなことを防犯のための考え方というのはあると思ひます。そういった点についてはどういふようなことを考えていらつしやるのか。これはやっぱり私はあれだけの発表をされたわけですから、ですから国民のすべてがやはりそういうところに大きな関心を持つてゐるんじゃないかと、こう私は思ひますので、その点をできる限りひとつ詳しくお話を伺えればと、こう思ひます。

○政府委員(三井修吉) まず、従前も国内におる日本赤軍の支援組織については私たちは治安上関心を持つておつたわけでございますが、ただいまのような情勢の中でこれをさらに厳しくいいますか、よく見なきゃならぬと、こう考えます。で、今回の事件を契機といたしまして従前見ておつた警察側の体制を飛躍的に向上させなきゃいかぬじゃないかと、こういうふうに考えまして、飛躍的といひましてもなかなか人数を飛躍的にふやすとかというようにもできかねますけれども、できることからやらせていこうということ、ただいまのところ日本赤軍の支援メンバー、組織のある関係都道府県の警察の、この問題を兼務でなくて専従で見る警察官の数をふやしたいということをひとつ考えて、いま関係のところと検討折衝をしておるという点が一つでございます。

それからもう一つは、今度は海外との連絡のやり方についてこれを遮断していくといひますか、その状況をよくつかむということでございますが、これは具体的な方法の問題でございます。で、いろいろの方法を講じなきゃならぬと思ひますけれども、何といひましても通信というものは自由でございますし、また海外とも電話ですぐ話

ができるというふうな発達した現在の状況の中でございまして、そういうことを連絡を遮断するといふようなことは法的にも、実際上もなかなか無理であらうと、したがって一番いいのは国内におる支援組織のメンバーが直接または海外におる日本赤軍メンバーの命令を受けて、いわゆる一本釣りといひますか、海外の日本赤軍の活動家になる候補者を日本国内で一本釣りで集めて送り出すと、こういうようなことがあり得るわけでございます。そういうことで海外の日本赤軍メンバーとなつて活動したというもおるわけでありまして、そういう場合に、これを海外に出さなために旅券を発給しないというふうなことが一つ有力な手段であらうといふことで、旅券法の改正等を関係のところにお願ひをするといふことを考えておるわけでございます。

それからまた、同じことでありますけれども、その人間が出られなければ今度は他人になります。して旅券をもらつていく、こういうことも封じなければならぬといふようなこともあるわけでございます。それからまた言へば、海外におる日本赤軍は直接こつちへ帰つてこれらにないといふようなこともありますので、向こうにおる外国人その他、日本人でもいゝわけですが、向こうにおる、日本赤軍の周辺におる支援組織のメンバーでわれわれが知らない、海外のことでもよく知らない、こういう人間を日本に派遣して支援組織を連結するといふようなこともあり得るわけでございます。で、そういうような点につきましてそういう人物の入国がたやすくできないといひますか、こういう点についても規制といふことが必要ではなからうかと、これは特に法律の改正といふことではなくて、運用の問題、そういう事実がわかつておればそれなりに措置ができるわけでありまして、そういうことでいゝわゆる入国管理、まあ最初の旅券の問題も含めまして出入国の管理について現行法のものでできることを確実にやる、それには必要なデータを関係当局にわれわれが提供するといふことが大事だろうと思ひますし、それで足りな

いところは法の改正ということをお願いするといふようにいたしておるところでございます。それは一つでございますけれども、その他細かなことはいろいろ情報活動あるいは捜査活動の具体的な問題でございますので、必ずしも一般的に申し上げかねるというふうなこともございますので御理解いただきたいと思つ次第でございます。

○上林繁次郎君 いまおっしゃったように、大体百名前後のこのメンバーについては当局としてははっきりと掌握しておると、こういうことですね。今回起きたいわゆる乗っ取り事件につきましては、これはいわゆるその国内の支援グループとの連絡は十分あったであらうということが想像されるわけですね。そうすると、あれだけの事件を起したそれはいわゆる日本赤軍——海外にいる日本赤軍だけの問題ではなくて、支援グループも含めたいわゆる行動であった、事件であった、こう判断できるわけですね。私はそう思うのです、つながりがあるわけですね。その場合、いまおっしゃったように、百名前後のメンバーはわかっているというところは、大体そういうメンバーとの連絡の中であらう問題がいわゆる的確に行われてきたということが想像できるわけですね。そうすると、国内のいわゆる支援メンバー、これらに対する逮捕といふか、捜査を当然やらなくちゃならぬでしょうけれども、いわゆる何らかの形で逮捕するとかいうようなことはこれはできないのですか。

○政府委員(三井清君) もちろん事件と関連が出て、共犯関係が出てまいりますれば逮捕等にも及ぶわけでございますが、ただいまのところ海外の日本赤軍と国内の支援組織あるいはメンバーとの連絡の状況は、端的に申せばただいま申しましたような具体的な立て看板だとか、機関紙だとか、あるいはいわれればわからない通信、連絡あるいはもつとほかに具体的な人が行き来してあるというふうなこともあらうと推定されるわけでございます。そういう意味で、彼らが従前と違ひまして、日本国内の今日的な状況を、彼らなりに

に、判断は別として具体的なことはわりと知っておるということがわかるわけでございますが、そういうような国内の状況を向こうに通報するといふような支援活動を、国内の支援組織及びメンバーがやっておるということも客観的に明らか推定されるわけでございますが、そのことが直ちに今回のハイジャック事件について共犯の関係で関係しておったかということになりまして、これはもつと捜査的に詰めるなければならぬわけでございますが、そういうところまで国内の連中は知らされておらなかつたのではないかと、しかしただいまのところは思われますけれども、いろいろ関係があるということでございます。すでにあの事件が起つてから三十カ所を超えてるところにつきまして、いわゆる捜査を令状によつて行つておるというところでありまして、これは彼らと国内との関連があるというように考えて捜査をしたということでございます。捜索といふことは、今回の事件の証拠資料収集といふねらいであります、そのことが直ちに、その証拠資料が出てきた国内の場所、人がこの事件について共犯の関係でかわつておるということには直ちにない。それからそれはまた今後の捜査でございますが、いま直ちにわかると、そういう共犯的な関係と、国内の連中が関係しておるか、こういうふうなことであります。ただいまのところは何ともどちらともわかりかねるというところでございますが、今後のこともございまして、私たちはそういう点については十分関心をもち続けるという意味で警戒をしていくつもりでございます。

○上林繁次郎君 そうしますと、何か所かいわゆる手入れをした、そういうことをやったということとは、いわゆる今回の事件にかかわりがあるんではないか、こういう立場から捜査をしたということですね。私の申し上げたいことは、とにかく百名のメンバーがわかつて、その中に連絡をとつていて可能性のある者がいるであらうということですが、これは想像にたかくないわけですね。ですから、なるほど何か所かの手入れをやつたと。それで終わつてはならないと私は思ふんです。これは徹底的にやつぱり捜査という問題については途中で手を緩めるようなことがあつたんではならないと思ふんです。その辺のいわゆる当局の考え方、もちろんこういうふうに関係が当然、おっしゃる通りです。そういうことで終わるかもしれませんけれども、なおこれは言えるかどうかはわかりませんが、これはもう一歩進めてどういふようなことをやつていくんだと。ほくはなぜこんなことを言ふかといふと、いわゆる警察当局がこれだけの、言うならば国民の恐怖です。それに対してどう対処していくんだといふ突んだ考え方というものが国民に明らかになるというところが大事なところじゃないか、こう思ふんです。ですからそういう立場でお尋ねをしていくわけですが、この点ひとつ。

○政府委員(三井清君) この事件の凶悪性から考えまして、また先行きへの、この持つておる問題の重要性から考えまして、私たちはぜひ事件の真相を明らかにして、これを模範するといふつもりでスタートしておるわけでございます。ただ問題は、海外において行われたということでありまして、国内で関係者がこの事件に関係してある程度といふことになりまして、少なくとも主犯といふわけにいかないだろうと。しかし、じゃ全くゼロかといふと、いまお話しのように国内のことをいろいろ言つと、国内の状況認識の上に立つてあつたことをやつたといふことであります。その辺のところを今後の捜査で解明していく。ということは同時に、この事件の解決につながる道でもあります。また再発防止につながるというふうに考えますので、国内のものにつきましましては外国の政府に頼まなくてできることでありますので、私たちは最大限の力を入れて解明してまいりたいといふふうに考えております。

○上林繁次郎君 当然これは壊滅されるということとは、もうだれしも望むことですけれども、その

○政府委員(三井清君) 組織を幾つか名前を挙げましたけれども、名前を挙げられるような組織は、まだそう多くございません。ただ、人数は百名程度と申し上げた、このところはどちらかというと、個人が中心で、こういうものを支援する。したがって、グループに入つておらない個人は心情的な支援だ。それがいまのところ中心だ。組織に入つておる者は具体的な支援をして。こういうふうな考えられ、こういふ事件に刺激されたといふこともあらうかと思ひますが、わりあいこういう事件を支援するための集会といふものを開こうとする傾向が出てまいりました。集会を開きますと、そういう組織が同じような集会をそれぞれの組織で、あるいはそれぞれ人間で開くといふのが、横に連帯しようといふ動きにもなつてまいりましょう。また集会に集まつたメンバーでない人たちが、またこれに参加していこう、こういうことになりまして、そういう傾向については、十分に注意をしていきたいといふふうに考えております。

○上林繁次郎君 もう終わりますけれども、十分

簡単にいく問題ではないだろう、こう思ひます。そこで、何とかこれは大きくならないように食い止めなければならぬ。その努力を当然やつていくんだという決意のほどを、それがいまお話しなつたわけですが、そこで、やはりメンバーはさることながら、そのメンバーが構成しているグループ、これはあるわけですね、そのグループが現在では一本化されてない、個々にその動きをとつておる、こういうお話。これはやつぱり一本化されると思ふますその力を大きく發揮して行く可能性はあります。ですから、その一本化されていくという傾向性、そういうものがあるのかどうか。あるとすれば当然それを防がなければならぬ、このグループを。そのグループというのは現在どのくらいあつて、その傾向性は、いわゆる一本化というその傾向性、そういう点についてはどうなのか、その点をひとつお話しいただきたい。

○政府委員(三井清君) 組織を幾つか名前を挙げましたけれども、名前を挙げられるような組織は、まだそう多くございません。ただ、人数は百名程度と申し上げた、このところはどちらかというと、個人が中心で、こういうものを支援する。したがって、グループに入つておらない個人は心情的な支援だ。それがいまのところ中心だ。組織に入つておる者は具体的な支援をして。こういうふうな考えられ、こういふ事件に刺激されたといふこともあらうかと思ひますが、わりあいこういう事件を支援するための集会といふものを開こうとする傾向が出てまいりました。集会を開きますと、そういう組織が同じような集会をそれぞれの組織で、あるいはそれぞれ人間で開くといふのが、横に連帯しようといふ動きにもなつてまいりましょう。また集会に集まつたメンバーでない人たちが、またこれに参加していこう、こういうことになりまして、そういう傾向については、十分に注意をしていきたいといふふうに考えております。

○上林繁次郎君 もう終わりますけれども、十分

あります。これは国内的な問題、それから国際的な問題、外国の問題につきましては、これは私どもも運輸省あるいは日本航空等にもいろいろ意見は申し上げまして、その強化、たとえばダブルチェックの問題、そういうことが非常に大事だと思っております。国内については御承知のように、現在航空法

いす。国内には、御免の、と、現存の、船主、会社、が、警備、保障、会社、と、契約、を、結び、まして、それ、によ、つて、ガード、マン、が、まず、第、一、次、的、に、荷、物の、検査、を、や、る、ボ、デー、チ、ェ、ック、を、やる、警察、は、その、検査、の、結、果、容、疑、が、ある、と、疑、わ、し、者、に、つ、き、ま、し、て、必、要、な、職、権、の、行、使、を、やる、と、い、う、こ、と、に、い、た、し、て、お、り、ま、し、て、この、面、に、つ、いて、は、運、輸、省、の、指、導、の、も、と、に、航、空、會、社、が、こ、れ、を、強、化、す、る、よ、う、な、方、向、で、検、討、さ、れ、て、い、る、と、聞、いて、お、り、ま、す、が、それ、に、つ、いて、は、わ、れ、わ、れ、る、も、その、体、制、に、応、じ、て、警、察、の、チ、ェ、ック、体、制、に、後、抑、え、み、た、い、な、問、題、に、な、り、ま、す、け、れ、ど、も、警、察、と、し、て、も、必、要、に、応、じ、て、個、々、の、飛、行、場、ご、と、に、検、討、し、ま、し、て、こ、れ、を、強、化、し、て、い、き、たい、と、い、う、ふ、う、に、考、え、て、お、り、ま、す。一、般、的、に、そ、の、他、政、府、に、お、い、て、い、ろ、ん、な、な、施、策、が、講、じ、ら、れ、て、お、り、ま、す、が、直、接、警、察、が、関、与、す、る、よ、う、な、問、題、は、以、上、の、よ、う、な、点、で、ご、ざ、い、ま、す。

○神谷信之助君 先日そういった問題、警察の能力、これからの対策ですね、それらをさらにより

交身的にするために、これまでのいろいろな調査や、あるいは過去のいろいろな事件の現在における状況、これらいろいろ伺いましたんですが、きょうはそれを繰り返すことはいらないと思いますので、

長官の方もひとつ十分めの議論を踏まえてさらに考えてもらいたいというふうに思っています。きょうは一昨日に続いてお尋ねをする点、伺いたいと思うんですが、まず一つは、十月の十二日の衆議院

の予算委員会でも私どもの東中議員が質問いたした。それに対して三井局長の答弁で、四十四年以来、内ゲバ殺人事件、これは四十五件で、四十八年までのものは全部解決、検挙していると。

日まで四十五件のうち二十二件解決をして四九%の解決だというようにおっしゃっているわけです。これに関連をして二、三お伺いしたいと思います。

ます。まず第一にお伺いしておきたいのは、いわゆる検挙率というのはどういう形なのかということですね。たとえば検挙件数を発生件数で割って百倍するというのが検挙率なのかどうか、まずこの点についてちょっとお伺いしたいと思います。

○政府委員(三井備君) そういうふうにやっております。

○神谷信之助君 そうすると、発生件数と検挙件数との対比だけでは、一件について数人なりの犯人がおるという場合には、これは完了ということにならないわけですね。この種の犯罪というのは大体グループ的犯行が、最近特に組織的犯行が多くなつてきていますから、そういう点はどうかと思つておられますが、この間の質問に対する三井さんの答弁の中には、一方完全解決をしますとおつしやっているんですが、この完全解決というのは、犯行グループに参加をした者、数人なり数十人なりありますが、これを全員逮捕してそうして送検をしたと、まだ未逮捕の犯人が残っているという状態ではないという意味なのかどうか、ちょっとこの点もお伺いしておきます。

○政府委員(三井備君) 御指摘のように、この種事件は一件当たりの被疑者が多くて、内ゲバ殺人の場合は大体十人ぐらゐ、一件につき、そういう平均になるわけでございます。で、解決と云つておりますのは、この平均的な話で一件について十四人が全部検挙されたやつがもちろん解決でございますが、解決の中に入れておりますのは、十四人のうち、つかまえた者、で、未逮捕の者もある、しかし未逮捕の者もあるけれども、これは名前が割れて指名手配を全国に打つておると、こういうものを解決と、こういうふうに考えておるわけでございます。したがって、本当は十四人被疑者なら十四人全部手の内に入つたとかということが解決だということかもしれませんけれども、指名手配を全国に打つということによつて、そこまで割れた者も解決に計上しておるわけでございます。

○神谷信之助君 そうすると完全解決ということに私はならぬと思つておられます。結局、犯人の割り出しができた、それでそのうちの相当部分が逮捕できた。少なくとも、犯人の割り出しができた、そして指名手配をしたと、それで完全解決ということであれば、逮捕されていない者は、これは指名手配をしてもつかまっておらぬのだから、さらに犯行を重ねる条件というのが存在すると、こういう状況になつておるわけですね。だから、これはちょっと完全解決とおつしやる意味には入らぬのじゃないかと思つておられますが、この辺どうですか。

○政府委員(三井備君) 四十八年以前の完全解決は、もう全部逮捕したり何かしてあるわけですが、ただ、あのとき、正確に申し上げますと、三重県で中核の委員長が殺された、これは未解決でございますから、一件を除けば他は全部解決です。それで他の事件はといひますと、いまお話しのようなものじやなくて、これは全部被疑者は検挙しておると、こういう意味でございます。あの場合の、そのほかの場合に解決というものは、いまのように被疑者が割れて指名手配を打つて全然逮捕してないというものは解決の中に入れておりません。指名手配も打つが主要な者は検挙しておる、まだ残つておるけれども主犯とかそういう者は検挙しておるといふのは事件解決の方に入れておりますが、必ずしも落着きやありませんけれども事件としては解決と。したがって、四十五件のうち二十二件はもうわれわれは解決と考へておりますが、この二十二件で検挙した被疑者は、三百七人をこの二十二件で検挙しておると、そのほか指名手配を打つてまだ身柄が手のうちに入つてないというものがあつて、こういうことでございます。

○神谷信之助君 これ以外にね。

○政府委員(三井備君) はい。

○神谷信之助君 そこで、いまのなにしてと、たとえば五十年の十一月十九日に衆議院の法務委員会当時諫山議員がいろいろ質問をしておりました。それでそのときに福井さんが答弁なさつてお

つて、四十四年から四十八年までに発生した分は例の三重大事件を除いては全部解決したというのがある。だからその状態がそのまま続いていると、四十八年以前の分については、という状況ですね。

そこで、三井さん、予算委員会の質問で四十五件という数字をおつしやたわけなんで、早速質問者の東中議員が、四十五件とおつしやるからには根拠がすでに明らかなんだろうから、それについての資料の提出を求めたんですが、これも前回も申し上げましたが、委員会で質問してもらつたらお答えをしますという事なんですよ。ところがこれ時間がありますから、ここでもいろいろ細かく答えてもらつても、予定の時間をきよは減らしていただきますから、そういうことでは私も困るんで、したがつて次の事項について、これは東中さんの方からお願ひしているわけですが、資料として提出してもらいたいというふうに思つておられます。一つは、いわゆる四十五件について、発生年月日、それから死亡者名とそのセクト。第二番目が、事件の概要、目撃者の有無、人数を含めて。第三に、犯人または被疑者とそのセクト。犯行グループの正確な人数が不明の場合は概数で結構です。四番目に捜査の概要。五番目に、検挙されておる場合その処分について、個々の被疑事実を含めて。こういう五項目について資料提出をいただきたいと思つておられますが、いかがですか。

○政府委員(三井備君) 四十五件は、ただいま申しましたように二十二件は解決をしておりますけれども、他の二十三件は目下捜査進行中というところでございます。で、二十二件のものにつきましても、たとえば目撃者の条項とか、いろいろむづかしい点もあつたので、そのいまお話しした項目よく検討いたしましたので、できるものは資料にいたしたいと思つておられます。

○神谷信之助君 できるだけ可能な範囲でお知らせをいたしたいというふうに思つておられます。その次に法務省にお伺ひしますが、五十年の一月以降で内ゲバ事件が十数件発生しておるとい

ますが、法務省が受理されたもので、五件というようにお伺ひしておりますが、その発生年月日、受理人員、処理状況、これをちょっと簡単に御報告していただきたい。

○説明員(石山陽君) お答えをいたします。昭和五十年以降、検察庁関係で受理をいたしましたいわゆる内ゲバで殺人を伴うもの、その総件数は、いま先生から五件とおつしやいましたが、その後精査いたしました六件でございます。人員にいたしまして三百六十三名を検察庁として受理いたしました。なお、この三百六十三名という数字の説明は後刻申し上げます。

その処理状況につきましては、現在までに公判請求が六十四名、家庭裁判所等に送致いたしましたものが七名、不起訴処分を付したものが二百九十二名でございます。で、先ほど申しました三百六十三という数字は、これは私どもの方では、大きな数字になりました一番の理由は新橋駅内ゲバ事件というものがございまして、この場合たまたま加害者であると思われまします中核派の犯行と、それから被害者側に立つべき革マル派と両方入り乱れまして、検挙者多数おりましたので、検察庁はこの関係を全部一まとめにして件数上数えておりますので、人員が多くなつておるといふことでございます。

以上であります。

○神谷信之助君 もう時間の関係がありますから余り細かくは聞きませんが、先ほど三井局長が四十五件中二十二件で四九%だというように予算委員会でおつしやったんですが、ところがその四九%とおつしやる中身のうち、四十八年以前のやつは三重大を除いて全員逮捕だと。ですからそれ以後の分、これは主要な部分、主犯、中心人物は逮捕したけれども、未逮捕の分もあつて全国指名手配中の者も二十二件の中に入つておると、こうなるわけですね。だから、言ふなれば犯罪者は全部逮捕して犯罪行為に対する措置を完了したという状況にはなつてない。四九%とおつしやるけれども、それはなつてない。

もう一つ私は問題は、いま御報告ありましたのが、公判請求をしたのが六十四名で、受理をしたのが三百六十三名です。そして家裁送りが七名ありますから、それを加えて七十一名なんですね。不起訴にしたのが二百九十二名になっております。ですから、特に五十年以降の事件では集団的な暴力事件が発生をし殺人が行われている。たとえば五十年のあの日通航空のやつですと、これは中核派七、八人の犯行だといわれて、送検されたのは一人、これは不起訴になってますね。それから五十年の三月二十七日川崎市役所裏、この事件は三人だといわれています。五十年の十一月十九日の衆議院の法務委員会での答弁ではそうなっています。これ三人ということになって、います。これは一人だけ逮捕、この一人は、警察官じゃなしに、その場におった一般人が逮捕した、いわゆる常人逮捕の分なんですね。これは公判請求されている。それから六月四日の大阪市立大学の構内の事件、これは数十人が犯行に参加をしておるわけですが、このうち九人が受理をされて公判請求されたのが二人、こういう状況ですね。それから七月十四日の先ほどありました新橋事件、これは数百名といわれるのが三百二十四名受理をされて、このうち公判請求三十六名、家裁送致が七人、殺人罪による起訴はないという状況になっています。起訴猶予その他で二百八十一人ですか、という状況になっておりますね。ですからこれ見ますと、最近の組織的な特に犯行がふえ、そして多くの人が、多人数が参加をしているという、そういう事案ですから、警察の方もなかなか大変だろと思うのですけれども、こういう事案についての解決が非常におくれている。当時もこの法務委員会でも問題になっておりましたが、このころは中核と革マルの内ゲバが激しいときで、犯行前には新聞記者会見をし、犯行後はまた新聞記者会見をする。相互に復讐をし合うという状態であるし、しかも目撃者は相当多数におるという状況所でやられているような事件もあるという状況で、いまだにこれらがほとんどまだ解決されたと

いう状況になってない、こういう事態については一体どういうようにお考えでしょうか。
○政府委員(三井博君) いま五十年以降の、二十四件あるわけですが、そのうちの主なものについてのお話でございますが、未解決の事件につきましても、五十年以降の二十四件につきましても、すでに六件について検挙をし、被疑者九十四人を検挙して、こういう状況でございます。ただ、いわゆる内ゲバ殺人と私たちは呼ぶわけでございますが、これを法律を適用——罪名からいいますと殺人でいけるものもあれば、傷害致死がその事態の実態をあらわしておるといいます。構成要件的には傷害致死ということもあり得るわけでございます。これは傷害致死もいわゆる内ゲバ殺人の罪名として事態によっては適当なものだと、こういうふうに考えるわけでございます。
お話のように、この事件にはいまだ組織的、計画的なものというのが一般の事件の場合よりは多い。それだけにまた一面、事件には手がかりがそれだけ多い、捜査上は多いということもあるわけでございますが、同時にまた、彼らが証拠隠滅という点にしろ、いろいろな彼らの組織というものを、一般の刑事事件全般を通じて見る検挙率という点から見ますと、ラップタイムといいますが、そういう観点からいいますと時間がかかるために検挙率が悪くなっておりますけれども、四十四年以來について先ほど申したようなことでありますし、古いものについてはほとんど全部解決しておりますのであります。時間ばかりかかっていますが、じみちな努力によって解決をしていく、こういうことでありますので、多少の時間はかかっていたかなければならぬと、こう思うわけでございます。
先ほど、すでに解決しておる二十二件について申し上げたわけですが、現実には検挙したの

は三百七人、指名手配でまだつかまらないうのがこのほかに五十二人おる、こういう状況であります。つまり犯人が割れて、指名手配を受けて、なおかつ身柄が手に入らないということが、彼らの組織性といえますが、計画性といふことのまた一面のあらわれでもあると思いますが、それからまたそういう時間がかかるというのはそういう点でございます。
それからもう一つは別の観点でございますが、事件を起こしておいて、後で記者会見で犯行声明をするとか、あるいは新聞社その他に電話をかけた手紙出したりということ、自分のセクトがやった、セクトの手柄であるというようなことを誇示することが多いわけでございます。この点はなかなか——自分のセクトがやったと言っておるなら、そのこと自体で言うとおる人間を被疑者として検挙できそうなのだが、できないのはどうかしているんじゃないかという印象、感じを与えるかもしれないけれども、彼らも大変、一見ラフに言っているようでありながら、よく考えて言っておりまして、自分がやったと言っておるわけじゃない。また自分のセクトがやったとは必ずしも——やったと推断はされますけれども、言い方には、表現には大変気をつけておるというふうなこともございまして、それから直ちにそうしゃべったから、記者会見でしゃべった人間をその内ゲバ殺人事件の被疑者として直ちに逮捕するというのは法律上無理であると。それからまた、自分のセクトだと言ったからといって、そのセクトの責任者を検挙するということにつきましても、刑法の犯罪の個人責任主義といえます。個人責任にまでこれを細かく分解をしてきめつけ得るだけの確実資料がなければ被疑者として逮捕が困難であるというふうなこともございまして、必ずしも一般の常識とはマッチしない点もあろうかと思いますが、ただ、私たちはこれを材料にして、彼らがそういうことを犯行声明をしておるといふことを事実として、これを捜査に活用するということをいま行っておるわけでございます。

して、それで直ちに逮捕とはまいりませんけれども、捜索の手がかりにしたりなどして捜査を推進するという意味では、これをも活用しておるというところでございます。
○神谷信之助君 ちょっと答弁を簡単に願えませんか、きょうは時間が余りありませんから。だから私は思うんです。完全解決したのは二十二件だ。しかし検挙したのはそのうち三百七名で、手配中の者は五十二名。これで完全解決をしたということには私はならない。そういうとらえ方自身が一つ私は大問題じゃないかと思えます。これが海外に逃亡する、あるいはそして日本赤軍に合流をする。そういう可能性もないとは言えないでしょうし、だからこれから手配中の者も含めて完全に逮捕して、そして犯行に加わった犯罪者、これを明確にそういう処置をとられるという状況になって初めて完全解決であって、まさに私はそういうとらえ方——全国指名手配をしたからもうそれで終わりだという、そのことが一つ問題ではないかというふうに思っています。こういふ者が、実は前回にも申し上げましたけれども、今度日本赤軍なるものが路線の変更をし、もうして内ゲバを繰り返しているという連中にも呼びかけをして、そして合同、合流を訴えているわけですから、これらが日本赤軍の一つのある種の予備軍といえますか、こういう日本赤軍あるいはそれを支援するグループ、これを育てていく土壌になっている。したがって早くこういうのを逮捕して、そしてしかるべき措置をするというのが必要なんです、もう指名手配をしたから完全解決、終わりと、どこかでうまいことひっかかればまあいいけれどもという状態を私は問題だというふうに思っています。
それからもう一つ、いままでの国会での私どもの質問に対して、これらに対してはマン・ツー・マン方式をとってずっと調査をし、そして捜査もしているという答弁もなさっています。それからさらに日本赤軍を初め、のみならず中核やあるいは革マルの内部、こういった極左暴力集団の内部

に警察の協力者があって、そこからもいろいろ情報をもらってそしてやっている。協力をしてくれた者に対しては当然金も渡しているというものは何回か明らかにされている。で、この辺、そういう協力者を中核や革マルの中にも持ちながら、しかしそこで協力してもらっているネタはそう大したネタではなしに、これは諷山さんの質問のときにも出ていますが、実際そういう行為をやったかどうかというとはなかなか、やるといふような予告、そういう情報、これは得られなかったという事で、実際にそういう内ゲバ殺人事件を引き起こしている。こういう状況が繰り返されている。こういうのは一体どうなのか。逆に適当なネタを渡して警察から金をもらって、それで彼らの爆弾をつくる。そういうこともあり得るわけで、そういうようなままでのやり方、それから全国指名手配をすれば完全解決というやり方、考え方、発想、こういうところに私もどうも警察側のやり方の手ぬるさといえますか、あるいは手抜きのようなものを感じざるを得ないんですが、この点はどうなんですか。

○政府委員(三井修吉) 五十二名の指名手配で未検挙の被疑者がある。したがって当該事件について、その事件が指名手配をしたのでそれで完全解決をしたと、こういう考え方はないわけでございまして、事件としては、計算上、殺人事件を検挙したという刑事事件との対比の中で考えますと、当該殺人事件の検挙、検挙解決という形状になりますけれども、残っている指名手配被疑者も引き続きこれを検挙するために努力をしております。したがって、来月はそのための全国一斉のそういう被疑者の指名手配月間ということも行わけてございまして、毎年行っておりますが、そういう努力をしております。

一般に、ほかの事件もそうでございまして、けれども、格別この極左集団の組織を持っております事件につきましては、いわゆる彼ら流の支援組織といえますか、そういうものを伝って逃げるという点が顕著でございまして、われわれとしてはそ

の辺を打破するというのが特に大事であって、そのために時間がかかるということがあられるわけでございます。

全般としてわれわれも検挙に努力しております、また世論もそういうような内ゲバといったようなことに対して批判厳しくなっておりますという中では、これはもう顕著にこのことはあらわれておるわけでございまして、たとえばこれは内ゲバ事件というのには二十九件今日まで発生しておりますが、昨年は七十三件、ですから三分の一強でございまして、その程度になっております。一昨年は二百八件でございまして、これから見ますと七分の一というふうなことで、われわれの努力はそのトータルの数で見ればそういうふうなことでおると、また功を上げておると、奏功しておるといふことが言えるのではないかと。ただその中の内ゲバ、いまは内ゲバ全体の数でございまして、その中で死者が出たといういわゆる内ゲバ殺人だけを取り上げてみますと、以上のような時間がかかっておるといふ点が一般刑事事件との対比の中で出ておるといふことは、組織にかまわれないおる事件の性質という点になりますので、そういう点を打破するために努力をしております。多少の時間がかかるということでございます。

○神谷信之助君 これは大体五十年の十一月に諷山さんが質問した時点からそう余り変わってないんですね、そう変わってないんです。二年ちやうど大体たつたわけですね。その点いろいろ努力をされておることは一面ではわかりますけれども、しかし私どももその点ほかの一般殺人事件なり何なりと比べると、この間東中議員が予算委員会指摘をしたように手ぬるさというか、手抜きがあるんじゃないかという感を抱かざるを得ないんです。

そこで、長官ちよっと伺いしますが、こういう状態で来月は全国指名手配については一斉運動月間みたいなのをやられるようですねけれども、こういう連中がまだまだ未解決になっているし、あるいは中にはもう海外にかくまわれて飛び出して

いるかも知れぬし、それこそ日本赤軍の中にも入っておるかも知れぬし、もうこの辺の情報はよくわからない、そういう状態がありますね。

で、一昨日質問したときにわかったんですが、今回のハイジャック事件について、先ほど長官は海外の出来事であるから、国外での事件だからなかなか情報を取りにくいんだと、こうおっしゃる。これは具体的に私ども一昨日は新聞で報道されているいろいろな事実について警察の方で調査をするあるいは確認をしたかどうかと聞きますと、これはもう単なるうわさにすぎないのでそういうことはやらないと、ただインドのボンベイにおける犯人の行動については、インド政府に対して捜査を依頼をしている。しかしそれでも彼らが日航機の航空券をどこで買ったかと、これも報道されていますが、それを日航を通じて調べたのかと言くと、それは確認できない、こういう状況ですね。だから国外で起こった事件ですから、確かに隔靴掻痒の感がありますよ。しかしそれだけにあらゆる情報について敏感に、事実でないかも知れぬとしても、全く火のないところに煙がないような記事ではないんだろと思えますから、その現地に連絡をし、現地の公館を通じて調べてもらうとかいう措置というの当然情報を得るためには必要なことではないかと。それさえも余りやられていない。だから口では非常にこの事件を重視をして、そしてその捜査を強化をし、対策を強化をするとかいろいろおっしゃっているけれども、実際にやっておられるのは、先日いろいろお聞きをしますと、どうももう一つ国民の側から言うとな手ぬるいじゃないかと、もつとてきばきやれるのじゃないかと、そういう感を強くしたんですが、この点についてひとつ長官のお考えを聞きたいと思っております。

○政府委員(三井修吉) この前私のお答えしたことがあれでございまして、ちよっと申し上げておきますが、この前のお話は、新聞等で今度の犯人がダッカから乗って、その前にホテルで云々というふうなことが出ておりましたが、そういうこ

とを警察は捜査して知っているかということでございますので、捜査をいたしておりますが、新聞が言っておるようなぐあいには私は捜査上まだ動いておりません。しかし、捜査上いろんなことは入っています。いろんなことは入っています。右から左にこうでしたと捜査しようわけにまいたらないということをお申し上げたわけでございます。全然捜査してないと、捜査やっておらないという意味ではございませぬのでございませぬ。

○神谷信之助君 いやそうじゃないですよ。それまでにことしの七月ごろにカルカタ支店に対する脅迫があったとか、日航のペイロード支店に脅迫があったとか、そういう情報とか、外電とか、そういう問題について聞いたら、それはもう調べない。それからさらに、そういう事実がいろいろな……僕はあのインドのボンベイの彼ら五人の行動だけ聞いたんじゃないですよ。そのほかにもたくさん聞いたわけですね。それについてその国の大使館、公使館なり領事館なりを通じて調べてもらってないのかという点、一般的に情報をくれないだけで、具体的にこの点についてどうなのか調べてくれという点については、こう言ったじゃないですか。

○政府委員(三井修吉) そういうこともございまして。それは聞く必要はないと、情報活動上、あるいは捜査上われわれは聞く必要を認めないというものについて聞かなかったという事であります。御指摘の、日航に脅迫状が来て云々というのがあるんですが、あれはどうかということでしたけれども、その点については調べたけれども、そういう事実があったということは確認に至らなかったということをお答えしたわけでございます。

○政府委員(浅沼清太郎君) 今回のハイジャック事件につきましては、現在必要な捜査の手続は警視庁によって進めておりますし、乗員その他関係者からの事情聴取も行っておりますし、またその間国際的な捜査協力を要するものについては、

ICPOなり、あるいは在外公館のルートを通じてなり、必要な捜査資料を照会する等のことをいたしまして、現在まだ捜査を進めているという段階でございます。

それから、極左の問題でございますが、私どもは、やはり現在のわが国の治安を考える場合の最大のものが極左であるというふうに認識をいたしております。ただ、いま、たとえば内ゲバ事件が問題になっておりますけれども、御承知のようにこの事件は家族も、あるいは被害者の家族です。被害者の家族も、あるいは同じ組織にいる関係者も全く捜査に協力をしません。また、同じ場所においてがした連中も捜査に協力しないというのが一般でありまして、かつ先ほど局長も話しましたように、非常に計画的な犯行でありまして、そのために非常に捜査が難航しているというのが事実であります。

また、爆弾事件等も御承知のように、もうすでに全部爆弾で雲散霧消してしまっていますので、非常に捜査はむずかしい。しかも、大体時限爆弾というもので、もうセットしたのは、全然爆弾が破裂するずっと前でありまして、目撃者等も非常に把握しにくいということでありまして、企業爆弾事件なども非常に時間がかかりますが、企業爆弾にいたしましても、あるいは北海道の爆破事件にいたしましても、必ずこれは検挙してきています。

それから、内ゲバ事件も非常に捜査がむずかしいわけでございますけれども、とにかくこれは何とか検挙をしてきたし、また私は検挙していかなくばいかぬ、こういうふうな思っております。

いずれにいたしましても、日本赤軍を初め、極左の問題は現在の日本警察としては最大の治安の課題であるという決意で取り組んでいるということとでございます。

○神谷信之助君 それで、この間聞きましたときに、例のクアランブール事件ですね、これは五人で、うち二人は割り出したけれども、これは死んでいます。残り三人の犯人についてはまだ割り

出しができていない。で、このとき釈放された者、釈放された五人もおると、釈放された連中もいますね、それでこのうち今度の事件で佐々木とか坂東、戸平、これらが今度の犯行に参加していたのではないかと推測は報道されているわけですね。それから今度また六人が新たに釈放されました。中には、刑事事件の犯人まで含めて釈放された。これらがまた向こうで訓練をされて、そして彼らの犯行に参加すると、こういうことも予想されるわけですね。したがって、これがこうやって拡大再生産されていくと、それから国内は国内で、先ほど言いましたように、まだ未逮捕の者が相当残っておりますし、まあ内ゲバ殺人事件の犯行をやった者だけが日本赤軍だけじゃなしに、そのほかにも先ほどの話ですと極左暴力集団は三万五千五百人おるわけですから、この中に相当の支援組織、支援グループに参加をする連中も出てくるでしようし、拡大をされる可能性というのがある、こういうことになってきていますね。私は、だから、これはよほど警察の方が腹をくくってこれについての検挙、いままでできなかった点いろいろ弁解はされていきますけれども、しかし、その点について一体どこに問題があるのか、改善をすべき点がないのかどうかという点を含めて、私は十分検討していただく必要があるだろうというように思っています。この点一つ指摘だけしておいて、もう時間がありませんから。

ただ、最後に一つちょっと伺っておきますが、五十年当時から、それまでも何回かお答えになつてはいるんですが、そういう暴力集団のグループにおける連中まで含めて、今日もなおそういう情報提供で協力をしてもらう者、あるいはいしてもらった場合には金品の授与をするとか、こういうことは今日もなお続けられておるわけですか。○政府委員(三井清君) 簡単に申しますが、情報活動の重要性にかんがみ、必要なものをやっております。いまの謝礼の点等について特に申しますと、社会通念上常識的なものをやっておりますということでございます。

○神谷信之助君 この問題は、また改めてやりますが、いずれにしても、あの背振社事件の裁判でも明らかになっているように、当時では十一万円からの金品が、金が授与された、渡っていますね。そういうことも法廷で明らかになっています。これは重大な私の問題だと思つたので、改めてまた機会を得て追及したいと思つています。

それから長官、この赤軍の専任班をつくって情報活動を強化をするという話でしたが、これは現在の警察官の人員の中でそういうグループをつくるということなのか、新しく増員を要求されるということなのか、どちらのお考えですか。簡単にいいですよ。

○政府委員(淺沼清太郎君) 一部は増員をしない、とちよつと賄えないというふうに考えております。

○神谷信之助君 私は、これはけしからぬと思うんです、増員を要求するということは。たとえばこの間、共産党の岡山県党会議がありました。そうしたら、西大寺署の署員が会場の入り口向かい側の医者の駐車場のところに車を置いて、その中からスパイをする、見張っているわけですね。見つけられたら、いや魚釣りに行くこうとして友だちを待っているんだ、探しているんだと、魚釣りの道具も何もない。追及されたら、いやわしは女が好きなんだで女の顔を見てんのやとか言つてみたり、そう言つて、最後には結局、その西大寺の市民会館ですね、その会場の事務所というところとがわかりました。西大寺署に電話を入れたら、そういう男はおるけれども、きょうは非番でそんなところに行つてはいるはずはないと、初め言いました。そのうちに本人がもう一遍かけてくれというのでかけたら、やつとそれじゃ引き取りに行きますよということ引き取られた。こういう、共産党が公然としていま憲法体制下で活動している、それに対してまでわざわざ、非番かどうか知りませんが、そういう署員を派遣をして、そして見つかるというんならそれを言う。それだけじゃなし

に、その報復として、翌日朝六時半ごろから岡山県委員会やその他を捜査すると、三人ほど逮捕すると、これは検事勾留も認められないで釈放せざるを得ぬと、まああたりまえのことなんです。ほかの事務所の人も出入りをしておる人もおるし、そこで話し合いをしておるのを不当逮捕だ、監禁だとか何とかそういうことで強制捜査をする。そういうむだなところを人を使つておきながら、片一方ではいまだに彼らの極左暴力集団の逮捕も十分にできない。それで今度の事件を契機にして、現在の警官の職員の中でそういうむだなことはやめて、そして実際にそういう情報活動をやるためにそういうものをつくるというのはいわゆる、それをよいくことにしてまた増員をして、そして実際にどういう活動するのかわからぬと、これでは私は国民は納得しないと思うんです。この点はひとつ私の見解として申し上げておきますから、今後の検討をなさるときには十分ひとつ御研究をお願いしたいというふうに思います。時間がありませんから、以上で警察に対する質問の方は終わりますから、もう結構でございます。

次に、自治省の方にお伺いします。簡単なことで見解をお聞きしたいと思うんですが、御承知のように、いま国鉄の運賃の値上げと法定制緩和の問題が国会で重要な議論になってきています。衆議院の運輸委員会ですけれども採決をするというふうな動きになってきているんですが、そこで、衆議院の運輸委員会の自民党の加藤理事から国鉄再建の基本方向の案というのが出されて、これにも各党合意をしてもらえるならば直ちに閣議決定をしてもよい、あるいはあしたの総理質問の際に同趣旨のことについて総理から答弁をされてもよいということ、値上げ案の修正とあわせて抱き合わせの形でこの国鉄再建の基本方向案というのが出されてきています。これは実は地方自治体にきわめて重大な関連を持つ内容があるので、そういう意味から自治省のひとつ見解をお聞きをしたいと思うんです。まず、いわゆるローカル線、赤字だからもう廃

止をするという、そういう切り捨ての議論です。これは地方の住民自治の発展、また住民生活の向上を目指して取り組んでいる自治体にとって、またそれを援助している自治省としてもよいことなのか悪いことなのか、どういうようにお考えか、まず端的にお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(中山利生君) ただいまの衆議院の法案審議の状態をちょっと承知しておりますが、ただでさえ非常に苦しい立場にあります地方の財政を圧迫するような形でこの再建を進めようということは、私どもとしてはどうもとらないうところでございます。ただ経営が困難だからといって地方の動脈であり、また民生にも非常に密接な関係のあるローカル線が切り捨てられてしまうということになりますと、地方団体の運営につきましても大きな影響が出てくるということで、これは極力阻止しなければならぬというふうに考えます。

○神谷信之助君 これ自民党の加藤理事から、自民党の見解といえますが、自民党案として出されたようでありまして、これについては政務次官、相談にあずかっておられるわけでしょうか、意見を求められたことあるでしょうか。

○政府委員(中山利生君) 私、承っております。

○神谷信之助君 これによりまして、私これ重大だと思ふんですが、国鉄経営のあり方として、第一は、国鉄は主として都市間旅客輸送、都市と都市との間の旅客の輸送ですね。それから、大都市圏の旅客の輸送、首都圏とか阪神圏とか、そういう意味でしよう。及び大量提携貨物輸送の分野を中心にして、みずからの採算において企業的经营を行ふ、こうあるんですね。したがって、この三つの分野については、ひとつ国鉄は引き続いてやういふこと、その他の部分についてはこれはみずからの採算において企業的经营を行ふ。採算が合わないければもうやめていきますよという意味を持つわけですね。

それで第二項に、その他の特に効率性の低い分野については、これがいわゆる地方ローカル路線の問題も含まれるわけですが、他の輸送機関との関連において効率的な輸送体系を形成するための施策を強力に講ずるとともに、国鉄経営上の負担の限界を超えたと認められる構造的欠損について、国民経済的観点から考慮して公的助成を含む所要の対策を講ずるとあるわけですね。すなわち赤字の路線について国鉄経営上の負担の限界を超えるもの、そういう構造的欠損については公的助成を含む所要の対策をと、こうあるわけですね。それでわざわざ加藤理事は、この公的助成というのは本当は地方公共団体と書きたい。しかし、これは風当たりも強いから公的助成という表現にしてあるが、意味はそういうことでありますという説明をなさっています。私これの報告を受けましてこれはききわめて重大だと思ふんですね。昨年の十一月四日の参議院の運輸委員会、国鉄値上げ問題を議論された後で附帯決議がありました。これには「地方交通線等の赤字に対しては、一段と助成を強化し、国の責任において解決するよう努力する」、こうあります。参議院の運輸委員会の決議は、そういうローカル線の赤字問題については国の責任において解決せよと、言うなれば自治体にしわ寄せをしては困るという意味を含めて、これは参議院では附帯決議でできなかったんですが、参議院の運輸委員会ではちゃんとそういう決議が出てくるわけですね。ですから、そういう趣旨から言っても、これは重大な問題だと思ふんですが、しかもそれは閣議決定——きのうの段階では民社党あるいは新自由クラブも同調する、あるいは共同提案をしてもよいという態度が言われ出し、きておられますから、そういう状況になれば閣議決定をされるという可能性もあります。こうなりますと、これは自治省にとっても重要な問題ではないかと。自治省は毎年概算要求のときに、自治省の事務次官名で、各省の事務次官に対して地方財政に大きなしわ寄せ、負担をかける場合には、地方財政法に基づいて自治省と協議をしてもらい

たいというのを特に毎年強調しておられるわけですね。直接いいますと自治体に負担をさせるということではないけれども、しかし、これは五十三年度、五十四年度中に計画を立てて具体化をして、五十五年度から実施をする、こういうことですから、それをさらにこういう形で基本方向になるものが閣議決定をされてしまうということになる。大変なことになる。当然こういう重要な問題は自治省の意見を聞く、あるいは少なくとも自民党の名前で加藤理事がこういう提案をなさる場合には、自治大臣なり自治政務次官である中山さんの意見を聞くとかどうとかあつてしかるべきだと思ふんですがこの辺どうなんでしょうか。

○政府委員(中山利生君) 国鉄再建のために国鉄の分割論であるとか地方移譲論であるとかいうようなことは前からお説として承っておりますが、今回の国鉄運賃法の審議の中で、自民党の中でそういう動きがあるというようなことは私どもも聞いておりませんし、また役所の方へもまだ何の連絡もないので、もしそういうことがあるとすれば、先生お説のように、地方財政にこれは大きなウェイトがかかってくるわけでございますし、その問題から解決をしないと実現は不可能ではなからうかと考えます。

○神谷信之助君 これはたとえば政務次官の選挙区でもそうですよ、水郡線の状況ね。これは五十三年度の決算を見ると収入が十億七千万円、経費が四十四億九千万円で、差し引き三十四億くらい赤字で、収支係数は四一八ですかということ。赤字路線ですから、これは水戸市なりその沿線の市町村が金を出さなかつたら、負担をせぬかつたらもう廃止だ、こうなるわけですから、金出したら動かしてやるけれども、金出さぬかつたらもう切り捨てますよ、こうなりますと、これは特にローカル線の場合は財政力の弱い自治体走っているところも多いですね、まさにそれでなくても財政が弱いところに負担をかけさせる。鉄道を走れど廃止してそのかわりにバスを走らそうと、こうしますと、今度はまたバスがべらぼうに高く

なります。同じ距離で、たとえば京都でちょっと調べてみましたが、約八倍でした。京都から並河間、山陰線ですが二十四・八キロで一カ月の定期が千九百二十円。それが国鉄バスになりますと同じ二十四・八キロ、鶴ヶ岡から下中間、一カ月定期で一万五千二百円。これは五十二年四月の料金ですけれども、だから約八倍にはね上が。だから、地方のそういう過疎地域で産業もなかなか発展をしない、過疎化が進む、そういうところで鉄道がなくなり、そして八倍もかかるようなバスが走る、それに乗らなかなければ、ますますこれは踏んだりけつたりなわけですね。それがいやならその自治体は分担金を出さない、こういふやり方はこれはいままでもなかつたわけなんです。国鉄は国もかんだ公社として国民の足を守るために、ある意味では採算を度外視して営業をする、こういうことで初めて国民の国鉄と言うことができると。ところが、赤字だから背に腹はかえられぬということで、自治体側にとりましても結局その金はまた国からもらわぬと、自治体自身、自分の財源を持つておるわけではありせんから、結局国が出すわけでしょう。そういう意味では責任を持つてこの問題を解決する、この点に立たないと、これは私は大変なことではないかと思ふんです。しかも五十三年度の国鉄の赤字が単年度で約九千億ですが、新幹線及び在来線の幹線、これが大体一万三千四百七十一億、それから地方ローカル線が九千二百四十一億、それがローカル線です。それで収益はどうか、赤字の点はどうかというと、新幹線は黒字で二千六百十億は出して、幹線の在来線は赤字で八千七百五十二億、旅客と貨物含めて差し引き六千五百九十二億、ローカル線の方は二千三百六億ですね。赤字九千億の四分の一はローカルで、四分の三の方が実は幹線の方なんです。これの方は残すけれども、ローカルの方は自治体に金を出せといふと、これは大変なことなんです。貨物を含めての黒字線といふと、東京の山手線と高崎線しかない、こうなりますからね。大阪

なり。同じ距離で、たとえば京都でちょっと調べてみましたが、約八倍でした。京都から並河間、山陰線ですが二十四・八キロで一カ月の定期が千九百二十円。それが国鉄バスになりますと同じ二十四・八キロ、鶴ヶ岡から下中間、一カ月定期で一万五千二百円。これは五十二年四月の料金ですけれども、だから約八倍にはね上がる。だから、地方のそういう過疎地域で産業もなかなか発展をしない、過疎化が進む、そういうところで鉄道がなくなり、そして八倍もかかるようなバスが走る、それに乗らなかなければ、ますますこれは踏んだりけつたりなわけですね。それがいやならその自治体は分担金を出さない、こういふやり方はこれはいままでもなかつたわけなんです。国鉄は国もかんだ公社として国民の足を守るために、ある意味では採算を度外視して営業をする、こういうことで初めて国民の国鉄と言うことができると。ところが、赤字だから背に腹はかえられぬということで、自治体側にとりましても結局その金はまた国からもらわぬと、自治体自身、自分の財源を持つておるわけではありせんから、結局国が出すわけでしょう。そういう意味では責任を持つてこの問題を解決する、この点に立たないと、これは私は大変なことではないかと思ふんです。しかも五十三年度の国鉄の赤字が単年度で約九千億ですが、新幹線及び在来線の幹線、これが大体一万三千四百七十一億、それから地方ローカル線が九千二百四十一億、それがローカル線です。それで収益はどうか、赤字の点はどうかというと、新幹線は黒字で二千六百十億は出して、幹線の在来線は赤字で八千七百五十二億、旅客と貨物含めて差し引き六千五百九十二億、ローカル線の方は二千三百六億ですね。赤字九千億の四分の一はローカルで、四分の三の方が実は幹線の方なんです。これの方は残すけれども、ローカルの方は自治体に金を出せといふと、これは大変なことなんです。貨物を含めての黒字線といふと、東京の山手線と高崎線しかない、こうなりますからね。大阪

○前島英三郎君 それも、たとえば公共物、準公共物という別項を掲げてみましょうか。

○説明員(大田敏彦君) すべての建築に及びますので同じかと思ひます。

○前島英三郎君 そうなりますと、これはなかなか見通しとすれば大変暗いわけで、銀行だとか、あるいは郵便局だとか、あるいは区役所だとか、市役所だとかというような、こういう公共物というものがある、ただそれぞれの自治体の感覚の中でつくられていく、そしてまた一つのきつかけづくりによつてつくられるのを感じますときに、まだまだ一方では障害者の社会参加を呼びかけながら自立心を啓蒙しながらですね、そういうことが一向にやばり、ただ言葉だけの上で駆け引きに終わってしまふという形を否めなかつたと思ふんですけれども、建築審査会というふうなものももちろんあるわけですし、たとえばそういう人たちの中にももちろん障害者も参加したり、あるいはまた行政指導の中で、これからつくられる公共物に対してのあの建設省の指導みたいなものはどのように行われているのでしょうか。

○説明員(渡辺滋君) 私、建設省の官庁営繕の仕事でございまして、官庁営繕部では御承知のとおり実際仕事をやる範囲限られておりますから、その範囲で体の不自由な方が使われるであろうというところは幾つかございまして、そういう役所について建物更新する場合、これについてはそういう具体的に申しますと、スロープの問題あるいはとびらが自由にあくと、そういう問題につきましまして設計で考慮するというのを四十八年から、手がけております。ただそれで、それも特定の役所からさらに範囲を広げまして、五十年にもうちょっと広い意味でやるということで、たとえば階段をもうちょっと緩くするとか、そういうふうな考慮も五十年から始めております。

で、今回五十二年に至りまして、さらにこれを統一的にしようということで部長の通達を出しまして、私どもの所管といふか、所掌しております、設計して建物をつくる建物及び在来の建物

物についてもそういう考慮を払おうではないかというふうな通達を出して動いておるところでございます。

○前島英三郎君 その通達だけではなかなかこういうものは解決されていかなくて、諸外国のいわゆる先進国、福祉先進国と称されるころでは、もうすべてそういうものが建築基準法の中に盛り込まれているというふうなことを承っているんですが、たとえば諸外国のそういう例などは建設省では率先して学ばれているのでしょうか。

○説明員(渡辺滋君) 私どもの方でいま勉強中でございますが、アメリカその他いろいろことをやっているか、あるいは国内もやはり市町村いろいろやっておりますので、その辺がどういふふうになっているのか、私どもの組織を通じていろいろ勉強中でございます。

○前島英三郎君 アメリカなどでは、これはもう法的に建築基準法の中にしっかりと盛り込まれているというのを私は伺っているんですけれども、いづれにしても公共物というものはすべて、車いすの人も松葉づえの人も目の御不自由な方々も万人がやっぱり出入りできるようにならなければ法のもとには平等とはよく言えないような気がするのですが、そういう点からいいます建設省では国道に対していろいろと段差解消というふうな形の行政が大変活発に行われているというところですが、いままでの辺まで国道は段差解消はなされていっているのでしょうか。

○説明員(山本重三君) 私ども昭和四十八年に老人とか身体障害者等の通行の安全と利便を図るために通達を出しまして、ただいま先生御指摘のような歩道と車道との段差解消の事業を実施してまいっておりますが、五十年年度末で私どもが全国で必要な箇所というところで調査しました時点で四十三万箇所ばかりでございます。そのうち五十年年度末で済んだのが二十九万箇所でございます。経過年数でございますが、近いうちにはおおむねこういったものの整備が進んでまい、かように考

えております。

○前島英三郎君 この段差の取り外しですが、これはどういふ基準をもとに段差取り外しというところをお考えになって、この段差取り外しの、七割方の完成ということですが、この辺の基準はどういう点から行政では通達したものでしょうか。

○説明員(山本重三君) 歩道の切り下げの対象としたしましては、歩道の巻き込み部といふますか、巻いておられますね、巻き込み部における車道とのすりつけ部分、それから横断歩道箇所の歩道と車道とのすりつけ部分、それから中央分離帯と車道との当然邪魔になりますので、中央分離帯と車道とのすりつけ部、こういったところにつきましては全部切り下げましてすりつけをやるといふ方針で、必要箇所を選定して順次整備を進めております。

○前島英三郎君 それだとすれば国道を何か所か点検をいたしますと、ただ要するに段差を取り外しただけなんです。勾配が、たとえば車いすは七度から八度以上になると後ろへ転倒してしまふというふうなことになるわけですが、それがひどいところでは三十度、四十五度なんという形で、ただ単に段差を取り外しているにすぎないというふうなところを見て、この七割というのまた何となくそれは自転車、今度車道から歩道へ移るといふような形になって、むしろ自転車の方でも、それは急な段差は大変だと思ふんですけれども、その辺のことでやっぱりただ段差取ればよいというふうなものじゃないんですけれども、それと同時に、段差は国道みたいなところにはある程度そろした形で幾つか取り外されてはいるけれども、一番また障害者を持った車いすの人たちにとつては、ちょっと中に入った商店街であり、中に入つた町の道であり、区道の道であるわけですから、まあその辺の町づくりというところでいふ人たちがいるんならでやっていると、たとえば車道と歩道とを分離するために鉄さくを設けておられますね。あれはやはり建設省の指導のもとにあの鉄さくという道路行政はやってい

○説明員(山本重三君) 先生御指摘の鉄さくというのはガードレールのことだと思ひますが、当然これは建設省の指導のもとに交通安全施設としてその整備を進めております。

○前島英三郎君 ところが、これが非常にまた乳母車の人も、あの買い物カートを持った方々にとつても大変不便なことは、もちろん車いすも不便です、これはもう七十センチぐらいありますから、五十メートルぐらい行きますと途端に電柱にパンとぶつかるわけですね。またちょっと行きますと、あるいは電電公社の鉄柱にぶつかったりするといふようなことを考えますと、やっぱりこの辺も見直していただかないと、なかなか人間ただ歩く人だけが通る道、しかも交通渋滞は激しい、わざわざもとまで戻って車道を危険を冒して通らなければならぬといふようなことになっていて、大変車いすの人たちが最近町へよく出るようになったんだけれども、この電柱といふゆるるガードレールの兼ね合い、しかも交通標識がすべて歩道の中に立てられているというふうな現状を見ましても、やっぱり電柱のいわゆる町の中のあり方、歩道の中に占める割合といふようなものも建設省でこれから指導していただきたいと思ふんですが、その辺はいかがでしょうか。

○説明員(山本重三君) 先生御指摘のように、道路の中には当然道路の占用物件として電柱、電話柱等がたかさん占用許可を受けて設置されております。私どももいたしましてはもういったん公共事業に要する施設の占用というものは道路法で一応基準がございまして、基準に該当するものについては占用を認めざるを得ない。そういう面では許可をしておるわけですが、先生御指摘のように、確かに車いす等を利用して通行される方々、便も当然考えた占用の位置等を考えていかなきゃならない。そういう面でも私も町を歩きますと、そういう思い当たる節の場所もかなりあると思ひます。そういう面でも、今後占用の位置等について道路管理者が占用許可を行います場合に、そういった細かい配慮をした許可指導をするように、今

後十分注意してまいりたいと思います。

○前島英三郎君　それで警察への関連質問になっていきますが、警察ではどのようなお考えなんでしょう、交通行政の面で。

○政府委員(杉原正君)　先ほど建設省の方からお話があったとおりでございますが、やはり身体障害者用の方の道路の交通と安全というものに十分やはり配慮して仕事を進めていかなきゃならないというふうに考えております。

○前島英三郎君　じゃあ引き続きまして警察の方にお伺いしますが、障害者にとりまして車というものは補装具の一部というように解釈できますが、車に対する免許取得希望者というものがふえていくわけですから、なかなか希望に沿えない部分というものが大変あるわけですね。まあ、たとえば私が実は昨年免許証を取得しましたが、まず府中の試験場へ行きます、そして申し込みして、それから能力検定を受けて、それからたといば公認教習所があるかという、実は自分たちの周りにはないと、じゃだれか自分が希望する車種の指導員を探して、それから練習をして、それも屋間は公認教習所へは入れませんので、障害者の公認教習所というのは非常に少ないのですから入れませんので、夜間十時過ぎあたりにはその人をお願いして免許取得をする。それからまた仮免もペーパーテストも府中まで行く。それからまた練習をして実技もまた府中へ行かなければ仮免の実技は受けることができない。それからまた道路でもって仮免の練習をしまして、それから本試験の学科を受けて、それからまた練習を積んで今度は本試験の実地に入っていく。非常に一般の人たちにとっては教習所があつて教習の中で、たとえば仮免許までは免除されるものが、そのハンディキャップを持ちながら、みんなそうした形で府中まで行つてとか、どこまで行つてとかいうふうな形で、いろんな都道府県にもう教習所はいっぱいあるんだけれども、障害者が学べるというところが非常に少ない。そこで、東京都の場合には七カ所公認の障害者もできるというものもある

んだけれども、そのためには北海道から九州から東京に来て、こちらで寄宿して、それから練習をしなければというふうな形があるんですけれども、そういう形のいわゆる都道府県への警察等の指導みたいなものは、重量制限の問題を含めましてどのようになされていくかお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(杉原正君)　いま身体に障害がある方の方に対して運転免許を出しておりますのが全国で七万一千五百人ほどおられるわけでございます。これは先ほど先生御指摘のとおりでございます。普通、普通の五体満足の方と違ひまして、こういういわゆる機械でもって補完することによって能力というものがあつていくという、そういうものであるだけに、やはりわれわれとしては、最大限の努力をしていかなきゃならない。まあ具体的にどういう方についてという範囲のものが出せるのかというふうなことも十分考えなきゃいけませんので、こういう運動適性問題研究会というものをわれわれ内部的につくりまして、国立身体障害センターの自動車訓練室さんであるとか言語障害センターの所長さんなどを委員に加えて、いま寄り寄り検討をしているところでございます。

先ほどお話のございました教習所関係の車、まあこれは東京だけでなく各県それぞれ数はまだ少ないわけでございますが、千二百あたりから二千ぐらいのノークラッチ、その他身障者用の教習用の車を備えつけてましてやっておりますが、これにつきまして私も決して現状で十分だと思つておりませんし、民間の教習所ではございますが、われわれのなし得る範囲で極力こういうものを各所に、しかも性能のccの排気の高いものをできるだけ備えつけていくという方向で現在指導をしておりますし、仮に車のccがある程度備えつけてのノークラッチその他の車、性能の低いものであつても、その方の能力はたとえば千八百でも大丈夫だといふのであれば千八百までのものを出すという、そういう事柄についても今後十分改善をしていくようにということでいませう努力をい

たしておるところでございます。

○前島英三郎君　ありがとうございます。

私の場合はこれは下肢障害いわゆる半身麻痺ということになりましたが、そうすると、それぞれの指定された教習所には千二百までしかないわけですね、それ以上のものはないわけですね。そうすると、まず千二百に乗ると、それからその千二百に乗りこなして、やがてディーラーにいわゆる自分の乗りたいと思う二千ccを予約して、それにいわゆる手動式のものを付けて、これも一つ十万円ぐらいするわけですね、それをつけて、そしてまた免許の書きかえをお願いしなければならぬというふうなことで、その教習所に置いてある千二百ccも、あるいは県の福祉課から与えられたものであつたり、あるいは地域の善意によつて寄せられたものもあるわけですね、たとえば重量制限の千二百では、本場に車いすが、もちろんトラックには入りませんし、座席に入れますともうそれでほかの人は乗せられないわけですね。そういう点でもぜひとも一般の人たちと同じように希望する重量の中で免許取得ができるように、そしてまた、この指導員を率先して障害者がむしろ体験を通して中から知恵を出し合つて対等の立場で指導できるような指導というふうなものをお願いしたいと思ふんですが、その辺はいかがでしょう。

○政府委員(杉原正君)　先生非常に御苦勞なさつてこれおとりになつた経緯も私もよく承知をいたしております。各県それぞれ、先ほどちょっと言ひ返すようですが、千二百だけではなくて千二百から千四百、千六百、千八百、二千と、県によつて事情違ひますけれども、それぞれ全部いま備えてつけないし、これをもつと高い性能のものをできるだけ備えつけるようにいま指導しておるといふのは先ほど申し上げました。そういう具体的なたり方の問題についてまあ実情を申し上げますと、まずいろいろな体に障害の程度とかそれに合わせてどんなものだったら危なくないかどうか、しかも初めの方初心者だもんですから、

まずこの辺のところに乗つてみられて、たとえば一年ぐらいたつたときこうではないかと、老練心ながらいろいろこう、御承知だと思ひますが、試験場あたりで御指導したり相談を受けたりしながらやつておるのが実情でございますが、先ほど申しましたように、基本はやはりその方の能力に応じてぎりぎりの一番高いところまで出すということとわれわれの仕事の目標にしながらこれから漸次改善を進めていきたいというふうに考えております。

○前島英三郎君　その車に乗れる人はまだいい方でありまして、車にも乗れない、それからまたタクシーもなかなかプロパンガスが後ろへ積んでありますので、車いすのタクシーは、個人タクシーの少しぐらひの中に車いすの方もどうぞというマークがつけられていて、障害者を持ったがために、乗る物というものが障害者の社会参加の上にかに大切かということにおのづとなつていくわけですが、そういう点では免許取得の緩和ということをいろいろ御検討されているのは大変ありがたいと思ふんですが、その中にさらにありがたいのは、こうした「駐車禁止除外車種」というものを私たちはただけるわけです。これは東京都の公安委員会から外へ出ると使えないわけですね。外へ出ますと、これはもう駐車場探さず、どこでもうほとんど駐車ができないような状態になつておりますので、そこでこれはお願いになるわけですが、これが東京都の公安委員会でもできたものが、たとえば四十七都道府県の中でどこでもこの東京都の公安委員会が発行したものは使えるというふうな、そういう緩和処置はとれないものかどううか、これちょっとお伺いしたいと思ふんですが。

○政府委員(杉原正君)　これ、私も先生にお願いをされてやるようなものでなくて、われわれがむしろ積極的に考えていかなきゃならないものであると思ひます。いまは道路交通法のたて

くて、何ともあそこを通るのがこわいという感じがするわけです。ましてやホームによりましてはさらに地下の中の橋を渡っていくというような形の中で、荷物用のエレベーターに乗りまして、それが一番最前部が最後部にありまして、それから七号車までという距離は大変な距離なわけですね。そういうことを思うと、せめて東京駅というのは表玄関であるという形から、八重州口に向かそうした形で車いすの人も目の不自由な人もあるいは松葉づえの人も乗れるような手だての考えはできないものであろうか。とにかく段取りとすれば非常に煩わしいし、しかも駅長室に入るまでには二段の階段があつて、そしてまたレンガづくりの暗い地下道を通らなければならないというふうなことで、全く人間的に扱われていないというふうな感じがするわけです。もちろん障害者は割引がございしますから余り文句は言えないわけでありまして、しかし国会議員さんはただで胸を張って堂々と参りますのに、何か障害者の場合には、そうしたところを、全く事故が起きてからでは始まらないというふうな気がするんですが、安全というふうなことを考える上でもいかがその辺はお考えになつていらつしやるでしょうか。

○説明員(須田寛君) 大変恐縮でございますが、いまの系統の点につきましてはもう少し簡単に乗りいただけるように早速勉強したいと思つておりますが、やはりどうしてもほかのお客様との関係で、非常に混雑をしておる駅なものでございますから、職員が極力ホームまで御案内申し上げたいということと、それからやはりエレベーターの位置がございまして、この位置にうまくたどりつきますために、いまの荷物の通路を遺憾ながら御利用いただいているような次第でございまして、この辺大変申しわけないと思つておるのでございますが、八重州の方から入つていただくようなことにつきましても実は当初検討したわけでございます。エレベーターの位置と、それから車の

着きます位置とがどうしてもうまく合わないものでございますから、やむなく暫定的にいまのような方法になつておるわけでございますけれども、いま東京駅は改良計画を検討中でございますので、特に新幹線の乗り入れ予定もございまして、八重州側を相当いじるようなことになつておりますので、その際にはいま先生御指摘のあるところを十分検討したいと思つております。それまでもいまのようなことで非常に危険な思いをさしているというふうなことを承りましたので、もう一回東京駅の事情を私もよく調べまして、極力いまの範囲の中でよりよい方法がないかどうか、もう少し勉強してみたいと、かように考へております。

○前島英三郎君 続いて運輸省の見解を伺つてみたいと思ひます。

これからの新幹線——上越線あるいは東北新幹線いろいろ計画もあるかと思ひますが、できちやうからそういふものを取りつければいいのは大変な予算がかかるかと思ひます。ぼくはできる前に、先ほども建築基準法に非常なこだわりのわけですけれども、できる前にそういうものが何か法律の中に一部はと少しでもいいから入つていくことによって、これからつくられる公共物あるいはそういう乗り物に対するすべての人が使えるものというものはばくは簡単にできるような気がするのです。その辺運輸省の見解をお伺ひしたいと思ひます。

○説明員(吉末幹君) ただいま先生からお話ございましてこれから開業する予定になつております東北、上越新幹線でございしますけれども、いままでの東海道、山陽新幹線の利用状況といふことが、経験を踏まえて、関係者の御意見もいろいろ承つておりますので、そういうようなものを生かしまして、駅の設備でございしますとか、それから車両そのものの問題もございします、両方あわせて身障者の方々が利用しやすいような方向で検討するようにというふうなことで私どもとして

ては国鉄に申し入れをしておるというふうなことでございます。

○前島英三郎君 航空機のハイジャックなどがありまして、その防止策というふうなこともあわせて大変だと思ひけれども、運輸省から伺ひます。実はこれは私もそうだったんですが、博多で私のこの車いすが、つまり車いすごと乗れなかつた。どうしてかと言ひましたら、車いすがハイジャックの武器になるというのを言われたわけですね。それにまた最近電動車いすなどが大変普及してきまして、私は手でこげるからいいけれども、手でこげない人にとっては電動車いすというものを頼るしか旅行のすべがない。せめて一度飛行機に乗つてみたい、本当にほのかな願ひで飛行機に乗つたりするということがあるわけですから、幸い障害者割引というのも二五%飛行機の場合にはなされておりますし、せめて一度海外も飛んでみたいという気持ちの人たちも大勢いるわけですが、その辺で電動車いすがバッテリーというところによつて、もちろん持ち込むこともできない、車いすも凶器扱いにされてしまふという、防止策が余りにもきつつきつ縮めていく部分に、そうして旅行もできないような人たちが出てくるのですが、その辺は運輸省としていかがお考えくださるでしょうか。

○説明員(川井力君) 航空機の場合には、一般的に空を飛ぶ品物でありますので軽くつくつてありまして、したがって、非常に構造がきつしやにできております。そのために爆発物とか、燃えやすい品物、そういうものの搭載の禁止とか、制限措置を講じております。それで電動車いすの場合はいま先生御指摘のようにバッテリーを使つておられます。そのバッテリー液が漏れることによりまして人員あるいは航空機機体そのものに損傷を与える可能性があるという見地から、現在のところは漏れないバッテリー——防漏型バッテリーと呼んでおりますが、それ以外のバッテリーつきのもは一切搭載を認めておりません。そういう

現状でございまして、車いすそのものを凶器として扱うというふうな見解はございしません。いすは、原則といたしまして胴体の下の貨物室に搭載していただく、もし客室の方に何らかの余裕がございましたら、客室の方にも搭載できるようにはなつております。

○前島英三郎君 大変時間がなくて、ほかに幾つかあつたんですけれども、大変きょうはありがとうございました。私初めて質問させていただきました。それよりも何よりも大変こだわりのようすが、最後に建築基準法の問題を、何としても公共物に対する建築基準法の一部改正、いわゆる特殊建築物に対するというふうな個条書きのところもありましたけれども、その辺の見通しみたいなものはいかがでございましょうか、最後に建設省にお伺ひしたいと思ひます。

○説明員(大田敏彦君) 先ほど来御答弁申し上げたようなことでございまして、諸外国の例をいろいろお話しになりましたけれども、建築基準法という、日本語で言ひますとこれになるわけでございますが、向こうではいろいろな法律があると思ひます。その辺はよく勉強してみますが、そもそも公共物ということであれば、いま官庁営繕部の方から答弁しましたように、自分の所管している建物あるいは各省の所管している建物、そういうことには、自分がつくるわけでございますから、特段法律の規制がなくても、そういう理解さえあればほとんど設計できますし、また改修もできるのではないかと思います。ただ、地方公共団体の建物、こういうものは直接国が及ぶわけでもございませぬので、そういうことをなるべくこちらの方からお願ひもし指導もし、そういうことをやつてみたいと思ひますけれども、いきなりすぐ法的な規制でもって設置しなければならぬということにつきましては、なお厚生省等という御相談しながら進めたいと思ひます。

○前島英三郎君 どうもありがとうございます。

○委員長(金井元彦君) 本日の質疑はこの程度とし、次回は十一月一日午前十時三十分開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前五時三十二分散会

昭和五十二年十一月十四日印刷

昭和五十二年十一月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局